

第 78 回定時総代会議案書

〔 2025 年 7 月 1 日（火曜日）午前 10 時 00 分から
経 団 連 会 館 に お い て 開 催 〕

報告事項

1. 2024 年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容報告の件
..... 1 頁
2. 相互会社制度運営報告の件..... 54 頁

決議事項

第 1 号議案

- 2024 年度剰余金処分案承認の件..... 56 頁

第 2 号議案

- 社員配当金割当ての件..... 57 頁

第 3 号議案

- 総代候補者選考委員 10 名選任の件..... 73 頁

第 4 号議案

- 取締役 11 名選任の件..... 74 頁

第 5 号議案

- 監査役 3 名選任の件..... 85 頁

報告事項 1 2024 年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容報告の件

I. 2024 年度事業報告書

〔 2024 年 4 月 1 日から
2025 年 3 月 31 日まで 〕

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

① 経営環境

2024 年度の日本経済は、個人消費に物価上昇による影響が見られたものの、雇用・所得環境の改善や政府の経済対策の効果等に支えられ、緩やかな回復が続きました。

海外経済については、各国中央銀行が緩和的な金融政策に転じる中、米国経済は堅調さを維持する等、緩やかに成長しました。

このような経済情勢のもと、相場環境は以下のとおりとなりました。

長期金利は、日本銀行による政策金利引上げ等を受け、前年度末の 0.725% から年度末は 1.485% となりました。

ドル円相場は、米国大統領選挙や日米の金融政策等の影響を受け、期中の振れ幅は大きかったものの、前年度末の 151 円台から年度末は 149 円台となりました。

国内株式相場は、7 月に史上最高値を更新する局面もありましたが、日本銀行による政策金利引上げや米国通商政策の不透明感から上値の重い展開となり、日経平均株価は前年度末の 40,369 円から年度末は 35,617 円となりました。

こうした中、生命保険業界においては、日本経済が「金利のある世界」に向けて動き出す中で、お客様ニーズにお応えし、市中金利の上昇等を踏まえた新たな保険商品を提供する動きが見られました。また、少子高齢化に伴う国内人口の減少を踏まえ、生成 AI 等の新たな技術の活用に向けた動きや、海外事業を拡大する動きが見られました。

② 事業の経過

当社においては、中期経営計画「ネクスト A」で掲げる 2030 年のありたい姿「人生 100 年時代を迎え、生命保険事業を通じて、社会の課題解決に貢献する会社、お客様の“生きる”を支え続ける会社」の実現に向けて、各戦略に取り組みました。

【お客様一人ひとりに最適な商品・サービスの提供】

【お客様サービスの拡充】

強みである第三分野^(注1)において、介護の初期段階における保障ニーズにお応えするため、公的介護保険制度の「要介護1以上」と認定された際に一時金をお支払いする「初期介護一時金特約」を4月に発売しました。

こうした取組みの結果、当社の介護保険は引き続き高く評価され、「2025年 オリコン顧客満足度[®]調査 FPが選ぶ介護保険/認知症保険ランキング」において、「あんしん介護」が介護保険ランキングで4年連続総合1位、「あんしん介護 認知症保険」が認知症保険ランキングで5年連続総合1位を受賞しました。

また、医療・介護分野の商品に加え、市中金利の上昇に伴う貯蓄ニーズの拡大を踏まえ、一生涯の死亡保障と安定的な資産形成を兼ね備えた「一時払終身保険」を12月に発売しました。

さらに、医療技術の進歩によるがん治療の選択肢の広がりを受け、日本では未承認・適応外の医薬品を用いた「自由診療による抗がん剤治療」を月額給付にて保障する「がん自由診療特約」を2025年4月に発売することとしました。

(注1) 生命保険（第一分野）と損害保険（第二分野）の中間に位置する保険のことで、医療保険、がん保険、介護保険等のこと

【営業職員体制の強化】

営業職員チャネルにおいては、お客様への加入時の丁寧なコンサルティングと加入後の手厚いアフターサービスを持続的にお届けできる営業職員体制の構築に取り組みました。

具体的には、営業職員に対する教育・指導を強化するとともに、営業用端末「スマートアイII」のデジタル提案機能^(注2)を活用したコンサルティングの推進を図りました。

また、「あさひマイレポート」や「ご契約レポート」をお客様にお届けする「安心お届けサービス」を徹底し、アフターサービスの充実を図りました。

こうした取組みに加え、全営業職員の給与水準を引き上げ、丁寧なコンサルティング、手厚いアフターサービスを実践しうる人財の確保に努めました。

(注2) ご提案する保障内容に加え、おすすめするポイント、入院・手術時等のお受取り例、年齢・性別に応じた必要な保障等のご案内を画面上で行うことができる機能

【マルチチャネル化の推進】

個人マーケット向け代理店チャネルにおいては、当社の子会社である「なないろ生命保険株式会社」から、「3大疾病一時金特約（2024）」「女性医療特約」等を9月に発売するなど、商品競争力の強化を図りました。

【2030年以降も持続的に成長するビジネスモデルへの変革の加速】

〔人的資本経営〕

持続的に成長するビジネスモデル構築を人財面から支えることを目的として、「個の力を高める」「エンゲージメントの向上」「健康経営の推進」等のテーマを掲げ、人的資本経営の推進に取り組んでいます。

「個の力を高める」では、職位別の教育プログラム実施や専門人財の育成等に取り組ましました。

「エンゲージメントの向上」では、キャリア自律・挑戦機会の拡充に向けた環境整備やコミュニケーションを通じた成長支援、ダイバーシティ推進等に取り組ましました。また、これまでの女性の活躍を推進する取組みが評価され、「ウーマンエンパワーアワード2024」^(注3)において殿堂入りを果たしました。

「健康経営の推進」では、疾病の早期発見、予防に向けた各種取組みを実施し、「健康経営優良法人2025（ホワイト500）」^(注4)に7年連続で認定されました。

(注3) 女性の組織内地位の向上等の取組みを推進している一般社団法人ウーマンエンパワー協会主催による表彰制度

(注4) 経済産業省および日本健康会議が、特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰する認定制度。健康経営度調査結果の上位法人のみを通称「ホワイト500」として認定

〔DX^(注5)戦略〕

2030年以降も持続的に成長するビジネスモデルの構築を目指し、営業職員チャネルへの取組強化とデジタル技術による業務革新・お客様サービスの進化に取り組ましました。

具体的には、コミュニケーションツールである「LINE WORKS」等を活用したお客様との接点強化、デジタル提案機能を活用したオンライン面談等、お客様へ最適なサービスをご提供できるよう努めました。

また、デジタルを活用してビジネス変革を実現できる人財づくりに向け、役員・管理職・専門人財に加え、全役職員向けにDXに関する研修プログラムを実施しました。

(注5) デジタルトランスフォーメーションのことであり、デジタル技術やデータを活用して、新たな製品やサービスの提供等、お客様に対する価値を創出し、競争上の優位を確立すること

〔海外事業〕

ベトナムの保険会社と提携し、医療保険等のテレマーケティングに関する保険販売ノウハウの提供や、インターネットを活用したビジネスモデルに係るコンサルティング事業に取り組んでいます。

2024年度においては、既存ビジネスの効率化や生命保険の対面販売のコンサルティング事業を通じた安定的な収益の確保に向け取り組むとともに、現地法人「朝日ライフコンサルティング・ベトナム」を通じた保険代理店事業の開始に向け準備を進めました。

【資産運用戦略】

生命保険契約の負債特性を踏まえ、国内公社債・貸付金等の円金利資産を中心とした資産ポートフォリオを構築しています。

2024年度においては、内外債券の銘柄入替えによる利回り向上を図ったほか、リスク対リターン効率の優れたクレジット投融資^(注6)等への資金配分を通じ、収益の確保に努めました。

また、PRI^(注7)に署名している責任ある機関投資家として、スチュワードシップ活動^(注8)を推進するとともに、ESG（環境、社会、ガバナンス）要素を考慮した投融資の推進に引き続き取り組みました。

さらに、フランスの大手資産運用会社ナティクシス・インベストメント・マネージャーズとの間で締結したビジネスパートナーシップに基づき、事業展開における協力関係の強化および投資機会の拡大に努めました。

これらの取組みに加えて、お客様の最善の利益を追求し、その資産を運用する責任を果たすべく、アセットオーナー・プリンシプル^(注9)のすべての原則に賛同し、受け入れることを12月に表明しました。

(注6) 社債や貸付等への投融資により、収益を獲得する投資手法

(注7) Principles for Responsible Investment（責任投資原則）。国連により提唱された行動原則であり、持続可能な社会を実現するため、機関投資家に対し、ESG（環境、社会、ガバナンス）の課題を、投資意思決定プロセスに組み込むことが示されている。当社は2019年4月にPRIに署名

(注8) 機関投資家が、サステナビリティに関する要素を含む建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、中長期的な投資リターンの拡大を図る活動

(注9) 2024年8月に内閣官房が策定・公表した、アセットオーナー（資産保有者としての機関投資家）が受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティ）を果たしていく上で有用と考えられる、運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則

【リスク管理態勢】

収益性および健全性の向上に向けて、適切なリスクテイクおよびリスクコントロールを行うため、当社に内在するすべてのリスクを統合的に捉え、定性・定量の両面から事業全体で管理するERM^(注10)の実践と態勢強化ならびに経営戦略と一体となったORSA^(注11)等に取り組んでいます。

また、経済価値ベースのソルベンシー規制を見据えたリスク管理の強化を図りました。

さらに、保険グループに対するコンプライアンスと一体となったリスク管理の強化を企図して設置した「保険グループコンプライアンス・リスク管理会議」を通じて、グループベースの統合的リスク管理に取り組んでいます。

(注10) Enterprise Risk Management（統合的リスク管理）。

(注11) Own Risk and Solvency Assessment（リスクとソルベンシーの自己評価）。保険会社自らが現在および将来のリスクと資本等を比較して資本等の十分性評価を行うとともに、経営戦略とリスク管理の妥当性を総合的に検証するプロセス

【お客様本位の業務運営の実践】

「お客様本位の業務運営に関する基本方針」に基づき、お客様の立場に立った考えを最優先とする取組みを実践しています。

具体的には、営業職員がご契約者を訪問し、契約内容等をご確認いただく「安心お届けサービス」^(注12) や「ご家族あんしんパック」^(注13) の提供を通じてお客様サービス活動の充実に努めています。

また、高齢のお客様には、ご契約時に十分に契約内容をご理解いただくため、ご家族、とりわけお子様に同席いただく取組みを推進しています。

なお、「お客様本位の業務運営に関する基本方針」に基づく取組結果ならびに「お客様の声に基づく具体的な改善事例」を前年度に引き続き6月に公表しました。

(注12) 「あさひマイレポート」「ご契約レポート」をお届けする活動

(注13) 契約者や被保険者が病気等で手続きをすることができなくなったときに、ご家族等が契約内容の確認・変更や保険金・給付金等の請求手続きをすることができるように、「ご契約内容ご家族説明制度」「保険契約者代理特約」「指定代理請求特約(2016)」をセットにしたサービス

【コンプライアンスの推進】

コンプライアンスが経営の根幹をなすものであるとの認識のもと、経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、その趣旨を全役職員に浸透させ、企業文化としての定着を図っています。

2024年度においては、コンプライアンスの浸透度を確認する意識調査等の実施に加え、管理者向けのコンプライアンス教育ツールを新規提供し、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

また、コンプライアンス面の課題について、役員によるディスカッションを行い、新たな対策を策定しました。

さらに、より良い企業文化の形成や風通しの良い職場作りを目的に、役員と営業職員との意見交換を実施しました。

【保険グループ戦略】

保険グループ各社^(注14)の強みを活かした事業の推進を図るとともに、グループシナジー発揮に向けた取組みを進めています。

具体的には、NHS インシュアランスグループ株式会社の傘下である株式会社 NHS のテレマーケティングと当社の営業職員チャネルとの共同取組等を全支社で展開しています。

また、「保険グループコンプライアンス・リスク管理会議」やグループ各社との個別連絡会等を通じて、各社の取組状況を把握できる体制を構築し、グループガバナンス強化を図っています。

なお、なないろ生命においては、生命保険のウェブマーケティング推進を目的に、株式会社 ZNP マーケティング^(注15)の営業を4月から開始しました。

(注14) 朝日生命の保険グループ

なないろ生命保険株式会社 (2020年10月設立)

NHS インシュアランスグループ株式会社 (2021年1月子会社化)

株式会社 F.L.P (2018年10月子会社化)

(注15) 株式会社 ZNP マーケティングは、なないろ生命と株式会社 ZENB HOLDINGS が共同出資を行い2024年3月に設立

【コーポレートガバナンスに関する取組み】

企業経営の透明性・公正性を確保することを目的として、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、組織機構および運営方針を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」ならびに「コーポレートガバナンスに関する報告書」を作成し、公表しています。

また、全ての取締役および監査役にアンケート調査を実施すること等により、取締役会の実効性向上に関して現状分析および評価を行い、さらなるガバナンス機能の向上に向けて継続的に取り組んでいます。

【サステナビリティ経営推進の取組み】

生命保険事業は社会保障制度と共に社会を支える使命を担っており、事業活動そのものが企業としての社会的責任を果たす重要な活動であるとの認識のもと、「お客様」「社会」「従業員」をはじめとするステークホルダーとの適切な協働に努めることにより、サステナビリティ経営を推進しています。

具体的には、生命保険事業においては、健康・長寿社会の課題解決に向けて介護・医療に関する保険商品やサービスを提供し、資産運用においても、グローバルな社会課題の解決に向けてESG（環境、社会、ガバナンス）要素を考慮した投融資を推進しています。

また、気候変動対策への取組みとして、温室効果ガス排出量^(注16)の2050年度ネットゼロ^(注17)に向けて2030年度中間削減目標を設定し、全社を挙げて取り組んでいます。

さらに、あらゆるステークホルダーの人権尊重を推進するために、「朝日生命グループ人権方針」に則り、人権デュー・ディリジェンス^(注18)を実施しています。

これらの取組みに加えて、社会貢献活動として、朝日生命成人病研究所による成人病の研究と診療を通じた医療分野への貢献、日本ユネスコ協会連盟への活動支援等に取り組んでいます。

(注16) 温室効果ガスとは、主に二酸化炭素（CO₂）やメタン等、温暖化の原因とされる気体の総称のこと

(注17) ネットゼロ（Net Zero）とは、温室効果ガスの排出量を正味（＝ネット）ゼロにするという意味。カーボンニュートラルとほぼ同義であり、排出量をゼロにするのではなく、排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにすること

(注18) 事業活動における人権への負の影響（顕在的・潜在的な人権リスク）を特定・評価し、防止・軽減を継続的に図る取組み

③ 事業の成果

2024年度の事業の成果は、以下のとおりとなりました。

<契約概況>

個人保険・個人年金保険について、年換算保険料の合計では、新契約（転換純増含む）が196億円（対前年度比102.4%）となり、解約・失効が204億円（同91.5%）となったこと等から、年度末保有契約は4,630億円（同97.3%）となりました。また、第三分野においては、新契約（転換純増含む）が157億円（同100.0%）となり、解約・失効が130億円（同93.1%）となったこと等から、年度末保有契約は2,201億円（同99.4%）となりました。

[年換算保険料ベースの業績]

		2024年度	前年度比	2023年度
個人保険・ 個人年金保険	新 契 約	196億円	102.4%	192億円
	減 少 契 約	327億円	94.0%	348億円
	うち解約・失効	204億円	91.5%	223億円
	年度末保有契約	4,630億円	97.3%	4,761億円
うち第三分野	新 契 約	157億円	100.0%	157億円
	減 少 契 約	170億円	95.0%	178億円
	うち解約・失効	130億円	93.1%	139億円
	年度末保有契約	2,201億円	99.4%	2,213億円

- 注1. 年換算保険料とは、保険料の支払方法に応じ、年払は1倍、半年払は2倍、月払は12倍、一時払は保険期間で除すなどにより、1年あたりの保険料に換算した金額です。
2. 第三分野では、医療・介護等を保障する主契約および特約を計上しています。

なお、保障性商品については、新契約（転換純増含む）が187億円（対前年度比98.6%）となり、解約・失効が166億円（同93.4%）となったこと等から、年度末保有契約は2,956億円（同98.8%）となりました。

[年換算保険料ベースの業績（保障性商品）]

		2024年度	前年度比	2023年度
保 障 性 商 品	新 契 約	187億円	98.6%	189億円
	減 少 契 約	222億円	94.7%	235億円
	うち解約・失効	166億円	93.4%	177億円
	年度末保有契約	2,956億円	98.8%	2,992億円

- 注. 保障性商品とは、貯蓄性商品を除く、死亡保障および医療保障・介護保障等の第三分野の合計です（代理店で販売している無配当団体医療保険を含む）。

一方、個人保険・個人年金保険の保険金額の合計では、新契約高（転換純増含む）が1,445億円（対前年度比98.8%）となり、解約・失効高が5,083億円（同89.0%）となったこと等から、年度末保有契約高は11兆5,785億円（同93.1%）となりました。

団体保険は、年度末保有契約高が1兆4,332億円（同97.6%）となりました。

団体年金保険は、年度末保有契約高が88億円（同92.3%）となりました。

<収支概況>

経常収益は6,233億円（対前年度比100.2%）となり、このうち、保険料等収入は3,689億円（同100.4%）となりました。また、資産運用収益は、有価証券売却益が減少したこと等から、1,548億円（同84.5%）となりました。その他経常収益は、責任準備金戻入額が増加したこと等から、996億円（同138.6%）となりました。

経常費用は5,906億円（同97.7%）となり、このうち、保険金等支払金は3,878億円（同101.0%）、資産運用費用は521億円（同68.0%）、事業費は1,128億円（同104.0%）となりました。

この結果、経常利益は327億円（同180.7%）となりました。

特別利益は17億円（同30.8%）となり、特別損失は217億円（同504.4%）となりました。法人税等合計は△3億円となりました。

以上の結果、当期純剰余は130億円（同85.5%）となりました。

なお、生命保険本業の期間損益を示す指標のひとつである基礎利益は、532億円（同125.9%）となりました。

<資産および負債・純資産の概況>

年度末総資産は5兆3,263億円（対前年度比97.1%）となり、このうち有価証券は4兆4,131億円（総資産に占める割合82.9%）、貸付金は3,011億円（同5.7%）、有形固定資産は3,477億円（同6.5%）となりました。

負債の合計は4兆7,581億円（対前年度比97.0%）となり、このうち責任準備金は4兆1,136億円（同97.8%）となりました。

純資産の合計は5,682億円（同97.9%）となり、このうち基金等合計は3,627億円（同100.8%）、評価・換算差額等合計は2,054億円（同93.3%）となりました。

なお、保険会社の健全性を示す行政監督上の指標であるソルベンシー・マージン比率は、1,011.2%（対前年度差+16.7ポイント）、実質純資産額は7,070億円（同△2,107億円）となりました。

④ 会社が対処すべき課題

中期経営計画「ネクストA」で掲げる2030年のありたい姿「人生100年時代を迎え、生命保険事業を通じて、社会の課題解決に貢献する会社、お客様の“生きる”を支え続ける会社」を目指して、引き続き、以下の3点を中心に取り組んでまいります。

【お客様一人ひとりに最適な商品・サービスの提供】

当社のメインチャネルである営業職員チャネルにおいては、チャネル本来の強みである「丁寧なコンサルティングと真摯なアフターサービス」を実践するとともに、お客様へのアクセスや育成体制の強化を図り、お客様から選ばれ続ける持続可能な営業職員体制の構築を目指してまいります。

また、お客様ニーズや生命保険への加入経路の多様化を受けて設立したなないろ生命においては、保険ショップ等、複数の保険会社の商品を取り扱う乗合代理店を通じて、シンプルでわかりやすい商品を引き続き販売するとともに、持続的な成長に向けた体制整備に取り組んでまいります。

こうした取組みにより、朝日生命グループ全体でお客様一人ひとりに最適な商品・サービスを最適なチャネルで提供してまいります。

【2030年以降も持続的に成長するビジネスモデルへの変革の加速】

国内人口の減少に伴い国内マーケットの縮小が想定される中においても、持続的な成長を可能とするビジネスモデルへの変革を加速させるため、環境変化を素早く察知し、組織と行動を柔軟に変化させるとともに、AI等の新しいテクノロジーの活用・人財育成に取り組んでまいります。

また、海外事業においては、ベトナムでのテレマーケティングを中心としたコンサルティング事業に加え、現地法人を通じた保険代理店事業による生命保険の対面販売体制の強化、および新たな提携先の開拓等により、安定的な収益の確保に向け取り組んでまいります。さらに、アジア諸国を中心とした新たな事業展開を検討してまいります。

これらの取組みに加えて、労働力不足や業務の専門性の高まり等が想定される中、業務改革と人的資本経営を推進し、職員一人ひとりの生産性向上に取り組んでまいります。

【予測困難な事業環境変化に向けた検討・対応の推進】

予測困難な事業環境変化に対応するため、新しいビジネスやテクノロジーに関する調査・研究を進め、ヘルスケア・介護等の生命保険事業の隣接領域での新たなビジネスへの取組みを目指します。

これらの取組みに加えて、経済価値ベースのソルベンシー規制を踏まえた資産運用戦略、リスク管理態勢の強化を進めるとともに、コンプライアンス・リスクカルチャーのさらなる醸成・浸透を図ってまいります。

上記の取組みを着実に進めるとともに、インフレに伴うコストの増加等の新たな課題にも対応し、当社のありたい姿の実現・持続的な成長を確かなものにしてまいります。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
年度末保有契約高	個人保険	123,289	115,128	106,774	99,380
	個人年金保険	19,388	18,199	17,525	16,404
	団体保険	14,034	14,103	14,684	14,332
	団体年金保険	131	124	96	88
	その他の保険	928	886	849	788
		億円	億円	億円	億円
保険料等収入	387,134	379,223	367,279	368,900	
資産運用収益	144,983	144,154	183,237	154,826	
保険金等支払金	381,466	404,395	383,929	387,868	
経常利益	32,305	17,648	18,115	32,730	
当期純剰余	22,924	17,257	15,251	13,042	
社員配当準備金繰入額	2,121	2,497	2,896	3,359	
総資産	5,504,161	5,285,695	5,485,084	5,326,334	
		百万円	百万円	百万円	百万円

注1. 保有契約高とは、保有している契約の死亡保険金額等の保障額の総額をいいます。

2. 個人保険および個人年金保険の年度末年換算保険料の推移は、次のとおりです。

区 分	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
	億円	億円	億円	億円
個人保険	3,830	3,743	3,636	3,550
個人年金保険	1,242	1,173	1,124	1,079

(3) 支社等および代理店の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当 期 増 減
統 括 本 部	1 店	1 店	0 店
統 括 支 社	7	7	0
支 社	50	50	0
営 業 所	566	560	△6
計	624	618	△6
代 理 店	2,681	2,798	117
計	3,305	3,416	111

(4) 使用人の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減	当 期 末 現 在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内 務 職 員	名 4,137	名 4,179	名 42	歳 47	年 20	千円 396
営 業 職 員	14,587	15,008	421	49		

- 注 1. 平均給与月額は、2025年3月の税込基準給与月額で示しています。
2. 営業職員数には、募集代理店およびその使用人の数は含んでいません。

(5) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
シンジケート・ローン	百万円 34,000
株式会社SBI新生銀行	10,000

- 注 1. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。
2. シンジケート・ローンは、5社からの協調融資です。

(6) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(7) 設備投資の状況

① 設備投資の総額

設備投資の総額	当該事業年度に実施した設備投資の総額は34,065百万円で、その主なものは次のとおりです。 土地・建物 10,921百万円 ソフトウェア 8,713百万円
---------	---

注. 設備投資の総額は、有形固定資産および無形固定資産の当期増加額の合計です。

② 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
なないろ生命保険(株)	東京都新宿区	生命保険業	2020.10.1	百万円 27,500	% 100.0
(株)インフォテクノ朝日	東京都多摩市	ソフトウェアの開発	1983.4.1	50	100.0
朝日ライフアセットマネジメント(株)	東京都杉並区	投資運用 投資助言	1985.7.6	3,000	100.0
朝日ティカシス・インベストメント・マネージャーズ(株)	東京都杉並区	投資助言	1999.6.9	50	0(51.0)

注. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()の数字は、間接出資に係る議決権を含めた割合です。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職	その他
木村 博紀	代表取締役会長	リケンNPR株式会社 横浜ゴム株式会社 日本ゼオン株式会社	社外取締役(監査等委員) 社外取締役(監査等委員) 社外監査役
石島健一郎	代表取締役社長	株式会社協和日成	社外取締役
池田 健一	取締役専務執行役員 主計部 リスク管理統括部 コンプライアンス統括部 E S R管理室 担当	関東電化工業株式会社	社外監査役
鹿島田耕一	取締役常務執行役員 営業総局長 兼 特命首都圏強化担当 特命法人マーケット強化担当 営業管理部 営業基盤開発部 営業職員体制強化部 担当		
下鳥 正弘	取締役常務執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当		
小野 貴裕	取締役常務執行役員 経営企画部 調査広報部 海外事業部 担当		
鶴岡 尚	取締役執行役員 資産運用企画部 エクイティ投資部 不動産部 担当		
大矢 和子	取締役(社外役員)		
塚本 隆史	取締役(社外役員)	株式会社みずほフィナンシャルグループ イオン株式会社 古河電気工業株式会社 株式会社インターネットイニシアティブ	特別顧問 社外取締役 社外取締役 社外取締役
田中 達也	取締役(社外役員)	日本軽金属ホールディングス株式会社 UBE株式会社	社外取締役 社外取締役(監査等委員)
近藤 晃	取締役(社外役員)	日本通運株式会社	特別参与
増田 薫	監査役(常勤)		
小川信一郎	監査役(常勤)		
関 忠行	監査役(社外役員)	伊藤忠商事株式会社 J. フロント リテイリング株式会社 株式会社大丸松坂屋百貨店	理事 社外取締役 社外取締役
柴田 光義	監査役(社外役員)	古河電気工業株式会社 東武鉄道株式会社 いすゞ自動車株式会社	特別顧問 社外取締役 社外取締役
菊池 洋一	監査役(社外役員)	桃尾・松尾・難波法律事務所	弁護士

注. 取締役兼務者を除く各執行役員は次のとおりです。

(年度末現在)

氏名	地位および担当	その他
平野 正人	専務執行役員 本社営業本部長	
水野 健	常務執行役員 本社営業本部 東京統括本部長	
扇 直樹	常務執行役員 新都心統括支社長 (ブロック支社長)	
西田 幸生	常務執行役員 横浜統括支社長	
殿井純一郎	常務執行役員 さいたま統括支社長	
望月 剛	常務執行役員 東京東統括支社長	
外西 茂	執行役員 大阪統括支社長 (ブロック支社長)	
神谷 有生	執行役員 東京西統括支社長	
林 修一	執行役員 営業企画部 ダイレクト事業部 商品開発部 担当	
金平 桂子	執行役員 契約医務部 お客様サービス部 保険金部 担当	
中村 俊夫	執行役員 事務企画部 企業保険部 代理店業務管理部 デジタル戦略企画部 担当	
渡部 耕治	執行役員 フィックスドインカム投資部 ファイナンス投資部 担当	
川端 英司	執行役員 静岡支社長 (ブロック支社長)	
齋藤 直樹	執行役員 茨城支社長 (ブロック支社長)	

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支給人数	報酬等
取締役	13	年額 292
監査役	5	年額 73
計	18	年額 366

注 1. 当社取締役および監査役の報酬の額は、2006年7月4日開催の第59回定時総代会において、取締役の報酬を年額650百万円以内、監査役の報酬を年額120百万円以内と決議しています。当該定時総代会終結時点の取締役の人数は12名、監査役は5名です。

2. 上記の支給人数・報酬等の額には、2024年7月2日に退任した取締役2名分が含まれています。
3. 取締役の個人別の報酬等の決定については、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役が期待される役割を果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとするため、主に以下の方針とすることを2021年3月29日の取締役会で決議しています。

(1) 取締役の個人別の報酬

- ① 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬部分および変動報酬部分で構成し、変動報酬部分は、会社業績・組織業績・個人貢献度等を反映する。
- ② 社外取締役を含む非常勤取締役の報酬は、固定報酬とする。

(2) 取締役に対し報酬を与える時期の決定に関する方針

取締役の報酬は、毎年年額を決定後、毎月一定額を現金にて支給する。

(3) 取締役の個人別の報酬の内容についての決定の取締役への委任に関する事項

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適していることから、代表取締役社長に取締役の個人別の報酬の額の決定の全部を委任する。ただし、当該権限が適切に行使されるようにするため、以下の措置を講ずる。

- ・ 取締役の個人別の報酬の額、および取締役報酬総額については、会長、社長、社外取締役で構成する「指名・報酬委員会」にて審議を行う
- ・ 「指名・報酬委員会」での審議内容を踏まえ、総代会で定められた範囲内において取締役報酬総額を取締役会で決定のうえ、その範囲内において、取締役の個人別の報酬の額を代表取締役社長が決定する

(4) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬の決定にあたっては、社外取締役が過半数を占める「指名・報酬委員会」が原案について決定方針に従い審議を行っているため、取締役会は基本的にその審議の結果を尊重し決定方針に沿うものであると判断しています。

(3) 責任限定契約・補償契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
大矢 和子（社外取締役）	本契約の締結により、社外取締役および社外監査役は、保険業法第53条の33第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金300万円または保険業法第53条の36で準用する会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとしています。
塚本 隆史（社外取締役）	
田中 達也（社外取締役）	
近藤 晃（社外取締役）	
関 忠行（社外監査役）	
柴田 光義（社外監査役）	
菊池 洋一（社外監査役）	

注. 補償契約について、該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役、監査役 および執行役員	当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしています。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役および執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
大矢 和子 (取締役)	該当事項はありません。
塚本 隆史 (取締役)	株式会社みずほフィナンシャルグループの特別顧問であります。当社は同社と保険の取引があるほか、同社の株式および債券を保有しています。 イオン株式会社の社外取締役であります。また、当社は同社の債券を保有しています。 古河電気工業株式会社の社外取締役であります。また、当社は同社と保険および融資の取引があり、同社の株式を保有するほか、同社から基金の拠出を受けています。 株式会社インターネットイニシアティブの社外取締役であります。
田中 達也 (取締役)	日本軽金属ホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社は同社と融資の取引があり、株式を保有しています。 UBE株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。
近藤 晃 (取締役)	日本通運株式会社の特別参与であります。当社は同社と保険の取引があります。
関 忠行 (監査役)	伊藤忠商事株式会社の理事であります。また、当社は同社と保険および融資の取引があるほか、同社の株式を保有しています。 J. フロント リテイリング株式会社の社外取締役であります。 株式会社大丸松坂屋百貨店の社外取締役であります。
柴田 光義 (監査役)	古河電気工業株式会社の特別顧問であります。また、当社は同社と保険および融資の取引があり、同社の株式を保有するほか、同社から基金の拠出を受けています。 東武鉄道株式会社の社外取締役であります。 いすゞ自動車株式会社の社外取締役であります。また、当社は同社と保険の取引があるほか、同社の株式を保有しています。
菊池 洋一 (監査役)	桃尾・松尾・難波法律事務所の弁護士であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
大矢 和子 (取締役)	11年9カ月 (2013年7月就任)	取締役会 14回開催 うち 14回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、営業戦略やリスク管理等について幅広い見地から発言を行っています。 また、取締役および執行役員の指名・報酬を審議する指名・報酬委員会の委員を務めています。
塚本 隆史 (取締役)	8年9カ月 (2016年7月就任)	取締役会 14回開催 うち 14回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、営業戦略やリスク管理等について幅広い見地から発言を行っています。 また、取締役および執行役員の指名・報酬を審議する指名・報酬委員会の委員を務めています。
田中 達也 (取締役)	1年9カ月 (2023年7月就任)	取締役会 14回開催 うち 14回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、営業戦略やDXの推進等について幅広い見地から発言を行っています。 また、取締役および執行役員の指名・報酬を審議する指名・報酬委員会の委員を務めています。
近藤 晃 (取締役)	9カ月 (2024年7月就任)	取締役会 11回開催 うち 11回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、営業戦略やリスク管理等について幅広い見地から発言を行っています。 また、取締役および執行役員の指名・報酬を審議する指名・報酬委員会の委員を務めています。
関 忠行 (監査役)	7年9カ月 (2017年7月就任)	取締役会 14回開催 うち 12回出席 監査役会 12回開催 うち 11回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、経営の意思決定の妥当性や適正性を確保するための発言を行っています。
柴田 光義 (監査役)	6年9カ月 (2018年7月就任)	取締役会 14回開催 うち 14回出席 監査役会 12回開催 うち 12回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、経営の意思決定の妥当性や適正性を確保するための発言を行っています。
菊池 洋一 (監査役)	3年9カ月 (2021年7月就任)	取締役会 14回開催 うち 13回出席 監査役会 12回開催 うち 11回出席	弁護士としての専門的見地から、経営の意思決定の妥当性や適正性を確保するための発言を行っています。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	8名	百万円 61	百万円 -

注. 上記の支給人数・報酬等の額には、2024年7月2日に退任した取締役1名分が含まれています。

(4) 社外役員の意見

「3. 社外役員に関する事項」の内容に対する社外役員の意見はありません。

4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

51,000 百万円

(2) 当年度末基金拠出者数

14 名

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名または名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
株式会社みずほ銀行	30,000	58.8
株式会社あおぞら銀行	5,000	9.8
株式会社SBI新生銀行	5,000	9.8
NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社	2,000	3.9
富士通株式会社	2,000	3.9
古河電気工業株式会社	2,000	3.9
株式会社エスファイナンス	1,000	2.0
株式会社トマト銀行	1,000	2.0
株式会社ADEKA	500	1.0
日本軽金属株式会社	500	1.0
日本ゼオン株式会社	500	1.0
富士電機株式会社	500	1.0
古河機械金属株式会社	500	1.0
横浜ゴム株式会社	500	1.0

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 小澤 裕治 指定有限責任社員 山中 尚平	139 百万円 (うち会計監査人 監査に対する報酬 等 110 百万円)	①監査役会が会計監査人監査に対する報酬等について同意をした理由は、注2のとおりです。 ②当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、「経済価値ベースのソルベンシー規制導入前の試行的な外部検証」等についての対価を支払っております。

注1. 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は236百万円です。なお、会計監査人と同一のネットワークに属する者を含めた報酬等の合計額は238百万円であり、その内訳は、監査証明業務に基づく報酬158百万円および非監査業務に基づく報酬80百万円です。

2. 当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積り等の算定根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしています。

(2) 責任限定契約・補償契約

氏名または名称	責任限定契約の内容の概要等
EY 新日本有限責任監査法人	本契約の締結により、会計監査人は、保険業法第53条の33第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、保険業法第53条の36で準用する会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとしています。

注. 補償契約について、該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

- ① 当社の監査役会では、会計監査人が保険業法第53条の9第1項の各号に定める項目に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任とする方針です。
また、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、解任または不再任の議案を総代会に提出する方針です。
- ② 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）が、当社の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）をしている事実はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するため、コンプライアンス体制やリスク管理体制などの内部統制システムの基本方針を次のとおり策定しています（2006年5月8日取締役会決定）。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「法令、社内規程および社会的規範を遵守すること」、すなわちコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスの企業文化としての定着を図るため、次の体制を構築することとする。

ア. 社長を議長とし、経営会議メンバーおよび社外弁護士を構成員とする「コンプライアンス会議」を設置し、コンプライアンスについての協議を行うとともに、事業年度ごとにコンプライアンスの実行計画を策定し、その推進状況を定期的に検証する。

イ. 全役職員が具体的に遵守すべき規準を制定し、「コンプライアンスマニュアル」等により、全役職員への周知・徹底を図る。

ウ. 各所属において所属長をコンプライアンス推進の責任者と位置づけるとともに、コンプライアンスの統括部署が全社のコンプライアンスに関する具体的な取組みを横断的に統括し、各所属のコンプライアンス推進状況の確認や改善指導を行う。

エ. 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携のうえ、毅然とした姿勢で組織的に対応し、関係遮断の徹底を図る。

オ. 職員等から不正行為の通報を受け付ける社内相談窓口および弁護士を窓口とする社外相談窓口を設置することとし、通報者に対する不利益処分等を行わない。

なお、他の業務執行部門から独立した内部監査部による内部監査を通じて、各組織の内部管理態勢の適切性・有効性を検証する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程にもとづき、取締役会議事録、経営会議議事録その他取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存し、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、リスク管理体制の整備・強化を図る。

このため、全社的なリスク管理の方針を制定し、当社が管理するリスクを特定したうえで、管理手法や管理体制等を定める。

また、重大なリスクについて、潜在的なリスクを前広に察知することで将来の発生を未然防止するとともに、緊急事態が発生した場合に、迅速な対応を行うための体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、経営計画等の会社経営の基本事項を決定するとともに、定期的に業務執行状況の報告を受けること等を通じて、取締役の職務執行の監督等を行う。

また、経営会議において、取締役会付議事項の立案および取締役会から委任された事項の決定を行い、業務執行上の迅速な意思決定を行う。

取締役会および経営会議付議事項ならびに業務分掌については、「取締役会規則」および「職務権限規程」に明記し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制とする。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務諸表作成に係る内部統制システムを整備・運用し、評価することにより、財務諸表の記載内容の適正性を担保し、財務報告の信頼性の確保を図る。

⑥ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、実質子会社の業務の健全かつ適切な遂行の確保を目的に、次の体制を構築することとする。

ア.実質子会社に対する経営管理の基本的な方針を定めた「グループ会社経営管理方針」を制定し、実質子会社の事業特性に応じた管理を行う。また、実質子会社の管理・指導を行う社内規程を定め、健全性の確保等に努める。

イ.実質子会社が、各社の規模・特性を踏まえた取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、損失の危険の管理に関する規程その他の体制、および実質子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制の整備・強化を図るよう管理・指導する。

ウ.実質子会社の取締役等の職務の執行に係る事項を当社に報告する体制を整備する。

エ.当社より非常勤取締役・監査役を派遣し、経営状況等のチェックを行うとともに、定期的に内部監査部門による検証を行う。なお、適用する法律等により、非常勤取締役・監査役の派遣が困難な場合は、非常勤取締役・監査役を派遣した場合と同等の経営の監視が可能となる体制を整える。

オ.保険業法に基づく保険業免許を有する子会社および主として生命保険の販売代理業を営む子会社については、業務の適正確保に向けて、当社および保険子会社の役職員を構成員とする「保険グループ戦略協議会」の傘下に「保険グループコンプライアンス・リスク管理会議」を設置し、協議を行う体制とする。

⑦ 監査役を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役会に直属する組織として監査役室を設置し、監査役の監査業務を補佐する専属の使用人を置く。当該使用人は、取締役の指揮・監督を受けず、監査役の指揮命令下、その職務を遂行し、監査役に対してその責任を負う。

また、監査役の当該使用人に対する指揮命令が実効的に行われるために、必要な知識と経験を備えた者を継続的に配置するとともに、当該使用人の人事異動、勤務考課および懲戒処分については、監査役会が指名する監査役の同意を必要とする。なお、監査役室には若干名の兼務者を配置し、必要あるときは、監査役の補助業務を担当させる。

⑧ 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の取締役または使用人および実質子会社の取締役、監査役、使用人が、法令に定める事項に加え、経営上重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見または報告を受けた場合に、直ちに監査役に報告する体制を整備するとともに、当該報告をした者に対する不利益処分等は行わない。

また、代表取締役は、監査役会と定期的に意見交換会を開催し、意思の疎通を図り、その他の取締役も積極的に監査役との意見交換を行う。

なお、円滑かつ実効的な監査活動のために、監査役会と会計監査人、内部監査部門等の連携に配慮する。また、監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、監査役からの求めに応じる体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」にもとづき、業務の適正を確保するために必要なコンプライアンス体制やリスク管理体制等を整備し、運用しています。

反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢については、定期的なスクリーニングの実施や警察等の外部専門機関との緊密な連携等により、引き続き強化を図っています。

また、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した「内部統制報告書」を自主的に作成し、監査法人による監査を受けるとともに、その内容を公表しています。

2024年度においては、コンプライアンスの浸透度を確認する意識調査等の実施に加え、管理者向けのコンプライアンス教育ツールを新規提供し、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

また、コンプライアンス面の課題について、役員によるディスカッションを行い、新たな対策を策定しました。

さらに、より良い企業文化の形成や風通しの良い職場作りを目的に、役員と営業職員との意見交換を実施しました。

内部監査を通じた内部管理態勢の検証については、不祥事故防止態勢および不祥事故防止につながるお客様志向の業務運営や人的資本経営に関する取組状況等を重点的に監査するなど、その適切性を検証しています。また、代表取締役は、監査役との意見交換を行うなど、監査役の監査が実効的に行われる体制としています。

上記の取組みにより、当社の内部統制システムは有効に機能し、業務の適正を確保しています。

7. その他

- (1) 2024年7月2日、第77回定時総代会において、取締役の木村博紀、石島健一郎、池田健一、鹿島田耕一、下鳥正弘、小野貴裕、大矢和子、塚本隆史、田中達也の各氏が再任され、新たに鶴岡尚、近藤晃の各氏が選任され、それぞれ就任しました。
- (2) 2024年7月2日、取締役会の決議により、代表取締役に木村博紀、石島健一郎の各氏が再選され、それぞれ就任しました。また、会長には木村博紀氏が、社長には石島健一郎氏が再選され、それぞれ就任しました。
- (3) 2024年7月2日、監査役会の決議により、常勤の監査役に増田薫、小川信一郎の各氏が再選され、それぞれ就任しました。
- (4) 2025年3月3日、取締役会の決議により、代表取締役に池田健一氏が選定され、同年4月1日から就任することとなりました。また、同年3月31日、木村博紀氏が代表取締役を辞任し、代表権のない取締役となりました。
- (5) 公益財団法人朝日生命成人病研究所に対し、2024年4月23日に2億7,500万円を寄付しました。
- (6) 本年度末における社員総数は1,810,251名、総代数は142名です。

Ⅱ. 2024年度（2025年3月31日現在） 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 お よ び 預 貯 金	54,765	保 険 契 約 準 備 金	4,178,753
現 金	18	支 払 備 金	39,821
預 貯 金	54,746	責 任 準 備 金	4,113,660
コ ー ル ロ ー ン	78,000	社 員 配 当 準 備 金	25,270
買 入 金 銭 債 権	10,481	再 保 險 借	632
有 価 証 券	4,413,189	社 債	102,609
国 債	1,788,496	そ の 他 負 債	307,562
地 方 債	46,878	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	207,786
社 債	905,513	借 入 金	44,000
株 式	596,067	未 払 法 人 税 等	326
外 国 証 券	968,143	未 払 金	13,427
そ の 他 の 証 券	108,090	未 払 費 用	7,417
貸 付 金	301,108	前 受 収 益	178
保 険 約 款 貸 付	27,081	預 り 金	530
一 般 貸 付	274,027	預 り 保 証 金	16,726
有 形 固 定 資 産	347,734	金 融 派 生 商 品	4,934
土 地	204,082	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	7,544
建 物	137,091	リ ー ス 債 務	3,339
リ ー ス 資 産	3,339	資 産 除 去 債 務	1,068
建 設 仮 勘 定	885	仮 受 金	283
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,335	退 職 給 付 引 当 金	27,077
無 形 固 定 資 産	35,201	価 格 変 動 準 備 金	57,460
ソ フ ト ウ ェ ア	28,161	繰 延 税 金 負 債	30,444
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	7,039	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	14,553
代 理 店 貸	1	支 払 承 諾	39,025
再 保 險 貸	499		
そ の 他 資 産	46,450	負債の部合計	4,758,117
未 収 金	12,787	(純 資 産 の 部)	
前 払 費 用	4,985	基 金	51,000
未 収 収 益	18,410	基 金 償 却 積 立 金	206,000
預 託 金	3,080	再 評 価 積 立 金	281
金 融 派 生 商 品	2,978	剰 余 金	105,478
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	2,298	損 失 填 補 準 備 金	397
仮 払 金	749	そ の 他 剰 余 金	105,081
そ の 他 の 資 産	1,159	基 金 償 却 準 備 金	40,800
前 払 年 金 費 用	598	社 員 配 当 平 衡 積 立 金	5,945
支 払 承 諾 見 返	39,025	当 期 未 処 分 剰 余 金	58,335
貸 倒 引 当 金	△ 720	基 金 等 合 計	362,760
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	251,365
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 45,909
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	205,456
		純資産の部合計	568,216
資 産 の 部 合 計	5,326,334	負債および純資産の部合計	5,326,334

- 注1. 有価証券（現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式および関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび同法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券については、3月末日の市場価格等にもとづく時価法（売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法）によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）にもとづき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 2001年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に奥行補正等の合理的な調整を行って算定または同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。
5. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
- ・有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。
 - ・リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式および関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式および関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準にもとづき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果にもとづいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2百万円であります。

8. 退職給付引当金および前払年金費用は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき、計上しております。

退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期より6年
過去勤務費用の処理年数	発生年度全額処理

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定にもとづき算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジおよび金利スワップの特例処理、外貨建債券および外貨建投資信託等の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理、その他の外貨建取引等については為替の振当処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動またはキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

11. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、法人税法に規定する繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

12. 保険料等収入（再保険収入を除く）は、原則として、収納があり、保険契約上の責任または保険期間が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条および保険業法施行規則第69条第1項第2号にもとづき、責任準備金に積み立てております。

13. 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款にもとづく支払事由が発生し、当該約款にもとづいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条および保険業法施行規則第72条にもとづき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本則にもとづく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定にもとづき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR告示第1条第1項本則に掲げるすべての年度の既発生未報告支払備金積立所要額および保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

14. 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約にもとづく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項にもとづき、保険料および責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

保険業法施行規則第69条第5項の規定にもとづき、予定利率3.75%以上の個人年金保険契約のうち2025年3月31日以前に年金支払いを開始している契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。

このうち、当年度中に年金支払いを開始した契約を対象として当年度末に追加して積み立てた責任準備金は6,143百万円であります。この結果、当年度末に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、経常利益および税引前当期純剰余が6,143百万円減少しております。

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項および保険業法施行規則第80条にもとづき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条および保険業法施行規則第69条第1項第3号にもとづき、保険契約にもとづく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

15. 有形固定資産の減損損失の算定方法は、次のとおりであります。

(1) 算定方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業全体で1つの資産グループとしております。また、賃貸不動産等、遊休不動産等、売却予定不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。複数の用途で使用されている物件のグルーピングについては、物件の用途率等に応じていずれの資産グループに属するかを決定しております。

資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる場合等に、減損の兆候を把握しております。

減損の兆候が把握された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

回収可能価額は、保険事業等の用に供している不動産等、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を適用しております。遊休不動産等、売却予定不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値としており、その算定にあたって使用する割引率については、資本コストによっております。

また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準にもとづく評価額または公示価格を基準とした評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

(2) 主要な仮定

減損損失の認識および使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローにおける主要な仮定は、資産グループの現在の使用状況（入居率、賃料等）を踏まえた使用計画であります。当該仮定は、経済環境や資産グループ固有の事象の変化の影響を受ける可能性があります。

(3) 翌年度の財務諸表に与える影響

減損損失の認識および使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローにおける主要な仮定は、外部情報を含めて入手可能な情報にもとづいた最善の見積りであると評価しております。一方で、将来の不確実性があることから、結果として翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

また、不動産鑑定評価基準にもとづく評価額は、将来の不動産市況の動向に影響を受ける可能性があり、その結果として正味売却価額が減少した場合には、翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

16. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間にもとづく定額法により行っております。

17. 当年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は、以下のとおりであります。

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2027年度の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等を適用することによる影響は評価中であります。

18. (1) 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、保険商品ごとの負債特性に応じ、以下の方針で行っております。

- ・利率変動積立型終身保険・利率変動型積立保険・2012年4月2日以降契約の新一時払個人年金保険については、資産と負債のデュレーションを一致させ金利変動リスクを回避することを旨とする「マッチング型ALM」による国内公社債中心の運用を行っております。
- ・上記以外の個人保険・個人年金保険については、国内公社債・貸付金等の円金利資産をポートフォリオの中核として保険負債の特性に対応した運用を行いつつ、国内株式・外国証券・不動産等へ一定程度資産配分することにより、収益性の向上に取り組んでおります。

また、デリバティブ取引については、主に保有している有価証券が持つ価格変動リスク、為替変動リスク等および社債が持つ為替変動リスクを回避（ヘッジ）することを目的に活用しております。

なお、主な金融商品として、有価証券は価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスクおよび為替変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、VaR法による有価証券等のリスク量の定量的な管理と、市場環境が悪化するシナリオを想定し、当社ポートフォリオへの影響を分析するストレステストや感応度分析による管理を併用し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。信用リスクの管理にあたっては、VaR法によりポートフォリオ全体の信用リスク量を定量化し、リスク量が許容範囲内に収まるようコントロールしております。また、取引先の信用度に応じた社内信用格付の付与や、投融資執行部から独立したリスク管理統括部による事前の厳正な審査、事後のフォロー等を実施する体制を敷くとともに、信用リスクが特定の企業・グループに集中することを防止するため、信用リスクの程度に応じた与信枠を設定のうえ管理を行い、良質なポートフォリオの構築に努めております。

(2) 主な金融資産および金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金および預貯金、コールローン、債券貸借取引受入担保金は、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
買入金銭債権	10,481	10,418	△62
満期保有目的の債券	9,717	9,654	△62
その他有価証券	764	764	-
有価証券	4,277,380	3,943,784	△333,595
売買目的有価証券	28,325	28,325	-
満期保有目的の債券	202,032	203,109	1,076
責任準備金対応債券	2,231,326	1,896,654	△334,672
その他有価証券	1,815,694	1,815,694	-
貸付金	301,108	302,751	1,642
保険約款貸付	27,081	27,081	-
一般貸付	274,027	275,670	1,642
資産計	4,588,969	4,256,953	△332,016
社債	102,609	100,504	△2,104
借入金	44,000	47,148	3,148
負債計	146,609	147,653	1,043
金融派生商品	(1,956)	(1,956)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	157	157	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,114)	(2,114)	-

*デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

非上場株式等(子会社・関連会社を含む)の市場価格のない株式等については、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表価額は、77,678百万円であります。また、当年度において、2,977百万円減損処理を行っております。

投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)第24-3項、第24-9項の取扱いを適用した投資信託も有価証券に含めております。

組合等への出資については、時価算定会計基準適用指針第24-16項の取扱いを適用し、有価証券に含めておりません。当該組合等への出資の当期末における貸借対照表価額は、58,131百万円であります。

(3) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりであります。

① 売買目的有価証券

当期の損益に含まれた評価差額は△205百万円であります。

② 満期保有目的の債券

種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	買入金銭債権	3,267	3,480	212
	公社債	10,603	10,758	155
	外国債券	81,000	86,365	5,365
	小計	94,871	100,604	5,733
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	買入金銭債権	6,449	6,174	△275
	公社債	46,829	45,432	△1,397
	外国債券	63,600	60,552	△3,047
	小計	116,878	112,159	△4,719
合計		211,750	212,763	1,013

③ 責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	914,283	939,278	24,994
	小計	914,283	939,278	24,994
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,317,042	957,375	△359,666
	小計	1,317,042	957,375	△359,666
合計		2,231,326	1,896,654	△334,672

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額 が取得原価または 償却原価を超えるもの	買入金銭債権	337	428	90
	公社債	67,728	68,633	905
	株式	145,859	499,601	353,741
	外国債券	16,545	16,789	243
	その他	285,821	327,171	41,349
	小計	516,293	912,623	396,330
貸借対照表計上額 が取得原価または 償却原価を超えないもの	買入金銭債権	377	335	△41
	公社債	398,484	383,496	△14,988
	株式	21,550	19,008	△2,541
	外国債券	412,406	371,881	△40,525
	その他	144,559	129,112	△15,446
	小計	977,378	903,835	△73,543
合計		1,493,671	1,816,459	322,787

当年度において、1百万円減損処理を行っております。

- (4) 金銭債権および満期のある有価証券の償還予定額、社債およびその他負債の返済予定額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	-	-	-	-	-	10,481
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	9,717
その他有価証券	-	-	-	-	-	764
有価証券	17,979	204,834	319,883	403,057	531,809	1,747,521
満期保有目的の債券	900	5,100	-	28,000	40,000	128,026
責任準備金対応債券	10,000	137,550	190,200	229,800	228,320	1,388,110
その他有価証券	7,079	62,184	129,683	145,257	263,489	231,384
貸付金*	34,481	56,800	44,990	35,114	68,892	23,749
社債	-	-	-	-	-	15,000
借入金	-	-	-	-	-	5,000

*貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。

*貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

主な金融商品の時価の内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	764	764
その他有価証券	-	-	764	764
有価証券(*1)	618,913	1,035,639	21,042	1,675,595
売買目的有価証券	-	28,325	-	28,325
その他	-	28,325	-	28,325
その他有価証券	618,913	1,007,313	21,042	1,647,269
国債・地方債	21,622	616	-	22,239
社債	-	429,890	-	429,890
株式	518,610	-	-	518,610
外国債券	-	367,628	21,042	388,670
その他	78,680	209,178	-	287,859
資産計	618,913	1,035,639	21,806	1,676,359
デリバティブ取引(*2)	-	(1,956)	-	(1,956)
通貨関連	-	(1,956)	-	(1,956)

(*1)時価算定会計基準適用指針第24-3項、第24-9項の取扱いを適用した投資信託については、上記表に含めておりません。同適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表価額は、163,120百万円であります。同適用指針第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表価額は、5,304百万円であります。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

①時価算定会計基準適用指針第24-3項、第24-9項の取扱いを適用した投資信託

ア 時価算定会計基準適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から
期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

期首残高	161,421
当期の損益 または評価・換算差額	△567
損益に計上*	△1
その他有価証券評価差額金に 計上	△566
購入、売却および償還の純額	2,266
投資信託の基準価額を 時価とみなすこととした額	-
投資信託の基準価額を 時価とみなさないこととした額	-
期末残高	163,120
当期の損益に計上した額のうち 貸借対照表日において保有する 投資信託の評価損益*	△1

*損益計算書の「資産運用収益」および「資産運用費用」に含まれております。

イ 当期末における解約等に関する制限の内容ごとの内訳

(単位:百万円)

内容	金額
解約意思表示から解約日まで1カ月超かかるもの	34,739
上記以外のもの	128,381

ウ 時価算定会計基準適用指針第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から
期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

期首残高	5,227
当期の損益 または評価・換算差額	77
損益に計上*	-
その他有価証券評価差額金に 計上	77
購入、売却および償還の純額	△0
投資信託の基準価額を 時価とみなすこととした額	-
投資信託の基準価額を 時価とみなさないこととした額	-
期末残高	5,304
当期の損益に計上した額のうち 貸借対照表日において保有する 投資信託の評価損益*	-

*損益計算書の「資産運用収益」および「資産運用費用」に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	9,342	311	9,654
満期保有目的の債券	-	9,342	311	9,654
有価証券	1,545,981	406,863	146,918	2,099,763
満期保有目的の債券	-	56,190	146,918	203,109
社債	-	56,190	-	56,190
外国債券	-	-	146,918	146,918
責任準備金対応債券	1,545,981	350,672	-	1,896,654
国債・地方債	1,545,981	37,821	-	1,583,803
社債	-	312,850	-	312,850
貸付金	-	-	302,751	302,751
保険約款貸付	-	-	27,081	27,081
一般貸付	-	-	275,670	275,670
資産計	1,545,981	416,205	449,981	2,412,169
社債	-	100,504	-	100,504
借入金	-	-	47,148	47,148
負債計	-	100,504	47,148	147,653

(3) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

①有価証券（買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）にもとづく有価証券として取扱うものを含む）

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に上場株式や上場投資信託、市場での取引が活発な国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に社債および外国債券等がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップ金利、金利スワップスプレッド、カレンシーベース等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、取引先金融機関から提示された価格等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

②貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

一般貸付については、貸付金の種類毎に元利金の合計額を、市場金利に内部格付にもとづく一定の調整を加えた割引率で割り引いて時価を算出しており、レベル3の時価に分類しております。なお、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

③社債

当社の発行する社債については、市場価格等を時価として採用し、レベル2の時価に分類しております。また、通貨スワップの振当処理の対象とされた社債については、当該時価を含めて記載しております。通貨スワップの時価は外部情報ベンダーの評価を時価として採用しております。

④借入金

借入金については、元利金の合計額を、市場金利に当社の信用リスクにもとづく一定の調整を加えた割引率で割り引いて時価を算出しており、レベル3の時価に分類しております。

⑤デリバティブ取引

デリバティブ取引については、為替予約は3月末日のTTMにもとづき当社で算出した理論価格を、通貨オプション取引は外部情報ベンダーの評価等を時価として採用しております。

評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(4) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

レベル3の時価については、第三者から入手した価格を調整せずに使用しております。

②期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	買入金銭債権	有価証券	資産計	デリバティブ取引
	その他有価証券	その他有価証券		株式関連
	その他	外国債券		
期首残高	855	32,062	32,918	1
当期の損益 または評価・換算差額	△72	3,952	3,880	681
損益に計上*	△20	1,190	1,170	681
その他有価証券評価差額金に 計上	△51	2,761	2,709	-
購入、売却、発行および決済の純額	△19	△14,972	△14,991	△683
レベル3の時価への振替	-	-	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-	-	-
期末残高	764	21,042	21,806	-
当期の損益に計上した額のうち 貸借対照表日において保有する金融資産 および金融負債の評価損益*	△20	1,190	1,170	-

*損益計算書の「資産運用収益」および「資産運用費用」に含まれております。

③時価の評価プロセスの説明

当社は主計部およびリスク管理統括部にて時価の算定に関する方針および手続を定めており、これに沿ってリスク管理統括部が時価を算定しております。算定された時価については、リスク管理統括部内の独立した部署にて、時価の算定に用いられた評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

20. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は、229,748百万円、時価は、290,335百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書にもとづく金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。

21. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、319,110百万円であります。

22. 債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権ならびに貸付条件緩和債権の額は、458百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
- (1) 債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は386百万円であります。上記取立不能見込額の直接減額は、2百万円であります。
- なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。
- (2) 債権のうち、危険債権額はありません。
- なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。
- (3) 債権のうち、三月以上延滞債権額は51百万円であります。
- なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。
- (4) 債権のうち、貸付条件緩和債権額は20百万円であります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 有形固定資産の減価償却累計額は279,757百万円であります。
24. 特別勘定の資産の額は28,712百万円であります。
- なお、負債の額も同額であります。
25. 子会社等に対する金銭債権の総額は476百万円、金銭債務の総額は3,677百万円であります。

26. (1) 繰延税金資産の総額は74,336百万円、繰延税金負債の総額は91,837百万円であります。

繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、12,943百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、

価格変動準備金	16,548百万円、
危険準備金	13,897百万円、
追加責任準備金	13,048百万円、
退職給付引当金	7,762百万円、
減損損失	7,009百万円、
およびIBNR備金	5,277百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、

その他有価証券の評価差額	85,293百万円であります。
--------------	-----------------

(2) 当年度における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の増額修正△11.1%、受取配当等の益金不算入△5.7%、社員配当準備金△5.4%、基金利息△5.2%であります。

(3) 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)の成立に伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率27.9%は、回収または支払が見込まれる期間が2026年4月1日以降のものについては28.8%に変更になりました。

この変更により、当期末における繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は1,210百万円、再評価に係る繰延税金負債の金額は454百万円それぞれ増加となります。

また、法人税等調整額は1,405百万円の減少となります。

(4) 当社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税および地方法人税ならびに税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用しております。

27. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期末現在高	26,064百万円
前期剰余金からの繰入額	2,896百万円
当期社員配当金支払額	3,693百万円
利息による増加等	3百万円
当期末現在高	25,270百万円

28. 子会社等の株式は64,857百万円であります。

29. 担保に供されている資産の額は、有価証券322,655百万円であります。

30. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は7百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は320百万円であります。
31. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は251,647百万円であります。
32. 売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は44,850百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
33. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、7,690百万円であります。
34. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
35. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
36. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）および退職一時金制度（非積立型制度であります。退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっております。）を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	37,123百万円
勤務費用	1,598百万円
利息費用	371百万円
数理計算上の差異の当期発生額	384百万円
退職給付の支払額	<u>△3,999百万円</u>
期末における退職給付債務	<u>35,477百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	8,521百万円
期待運用収益	72百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,747百万円
事業主からの拠出額	148百万円
退職給付の支払額	<u>△152百万円</u>
期末における年金資産	<u>10,336百万円</u>

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金

および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	35,477百万円
年金資産	<u>△10,336百万円</u>
	25,140百万円
未認識数理計算上の差異	<u>1,338百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>26,478百万円</u>
退職給付引当金	27,077百万円
前払年金費用	<u>△598百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>26,478百万円</u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	1,598百万円
利息費用	371百万円
期待運用収益	△72百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	<u>862百万円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>2,759百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

株式	55%
債券	8%
その他	<u>37%</u>
合計	<u>100%</u>

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	1.0%
長期期待運用収益率	0.8%
(うち、確定給付企業年金)	1.8%

Ⅲ. 2024年度〔 2024年4月1日から 2025年3月31日まで 〕 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	623,355
保険料等収入	368,900
保険料収入	367,847
再保険収入	1,052
資産運用収益	154,826
利息および配当金等収入	132,117
預貯金利息	3
有価証券利息・配当金	109,235
貸付金利	6,246
不動産賃貸料	15,886
その他の利息配当金	746
有価証券売却益	15,078
有価証券償還益	119
貸倒引当金戻入額	16
その他運用収益	7,107
その他経常収益	386
年金特約取扱受入金	99,628
保険金据置受入金	7
退職給付引当金戻入額	3,554
責任準備金戻入額	1,117
その他の経常収益	92,488
経常費用	2,459
保険金等支払金	590,625
保険金	387,868
年金	107,641
給付	108,059
解約返戻金	76,250
その他の返戻金	91,559
再保険料	2,017
責任準備金等繰入額	2,339
支払準備金繰入額	3,076
社員配当金積立利息繰入額	3,073
資産運用費用	3
支払利息	52,180
有価証券売却損	4,732
有価証券評価損	26,463
有価証券償還損	6
金融派生商品費用	206
為替差損	3,447
賃貸用不動産等減価償却費用	1,364
その他の運用費用	5,334
事業経常費用	10,626
その他経常費用	112,825
保険金据置支払金	34,674
保稅減価償却費用	8,526
その他の経常費用	9,449
その他経常費用	14,219
その他経常費用	2,479
経常利益	32,730
特別利益	1,707
固定資産等処分益	1,676
その他特別利益	31
特別損失	21,732
固定資産等処分損失	904
減損損失	736
価格変動準備金繰入額	17,090
不動産圧縮損	29
関係会社株式評価損	2,972
税引前当期純剰余	12,705
法人税および住民税額	6,715
法人税等調整額	△ 7,052
法人税等合計	△ 336
当期純剰余	△ 13,042

- 注1. 子会社等との取引による収益の総額は851百万円、費用の総額は10,212百万円であります。
2. (1) 有価証券売却益の内訳は、
- | | |
|-------|----------------|
| 国債等債券 | 3,746百万円、 |
| 株式等 | 9,298百万円、 |
| 外国証券 | 2,033百万円であります。 |
- (2) 有価証券売却損の内訳は、
- | | |
|-------|----------------|
| 国債等債券 | 3,117百万円、 |
| 株式等 | 3,777百万円、 |
| 外国証券 | 19,568百万円あります。 |
- (3) 有価証券評価損の内訳は、
- | | |
|------|-----------|
| 株式等 | 4百万円、 |
| 外国証券 | 1百万円あります。 |
3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は2百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は14百万円あります。
4. 「金融派生商品費用」には、評価益が411百万円含まれております。

5. 当年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

資産のグルーピング方法は、貸借対照表注記15.に記載のとおりであります。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用 途	減 損 損 失 (百 万 円)		
	土 地	建 物	計
賃貸不動産等	—	—	—
遊休不動産等	411	210	622
売却予定不動産等	70	42	113
合 計	482	253	736

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等、売却予定不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを3.1%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準にもとづく評価額または公示価格を基準とした評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

IV. 2024年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで) 基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等								基金等合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	損失填補準備金	剰余金			剰余金合計	
					基金償却準備金	社員配当平衡積立金	当期末処分剰余金		
当期首残高	51,000	206,000	281	381	31,700	6,893	63,629	102,604	359,886
当期変動額									
社員配当準備金の積立							△ 2,896	△ 2,896	△ 2,896
損失填補準備金の積立				16			△ 16		
基金利息の支払							△ 2,354	△ 2,354	△ 2,354
当期純剰余							13,042	13,042	13,042
基金償却準備金の積立					9,100		△ 9,100		
社員配当平衡積立金の取崩						△ 947	947		
土地再評価差額金の取崩							△ 4,916	△ 4,916	△ 4,916
基金等以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	-	16	9,100	△ 947	△ 5,294	2,874	2,874
当期末残高	51,000	206,000	281	397	40,800	5,945	58,335	105,478	362,760

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	270,597	△ 50,371	220,226	580,112
当期変動額				
社員配当準備金の積立				△ 2,896
損失填補準備金の積立				
基金利息の支払				△ 2,354
当期純剰余				13,042
基金償却準備金の積立				
社員配当平衡積立金の取崩				
土地再評価差額金の取崩				△ 4,916
基金等以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 19,232	4,462	△ 14,770	△ 14,770
当期変動額合計	△ 19,232	4,462	△ 14,770	△ 11,895
当期末残高	251,365	△ 45,909	205,456	568,216

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

朝日生命保険相互会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小澤裕治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山中尚平
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、朝日生命保険相互会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「事業報告書」に含まれる「5. 会計監査人に関する事項」に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他相互会社及びその子会社等から成る企業グループの業務の適正を確保するために必要なものとして保険業法施行規則第23条の8に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び基金等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

朝日生命保険相互会社 監査役会

監査役（常勤）増田 薫

監査役（常勤）小川 信一郎

監査役 関 忠行

監査役 柴田 光義

監査役 菊池 洋一

(注)監査役 関 忠行、監査役 柴田 光義及び監査役 菊池 洋一は、保険業法第53条の5第3項に定める社外監査役であります。

報告事項2 相互会社制度運営報告の件

I. 総代の定数および総代の選出方法

1. 総代の定数

定款の定めにより、総代の任期は4年で、定数は150名としています。総代は、広く社員（ご契約者）全体の中から偏りなく選出することが必要であり、一方、会議体として総代会を運営する際には、総代と役員とが質疑応答を通して直接対話が可能な体制を整えることが必要です。当社の総代の定数は、こうした観点から適正な人数であると考えています。

2. 総代の選出方法

社員の中から総代会で選任された総代候補者選考委員で構成する総代候補者選考委員会が、総代候補者を選考して推薦に関する公告を行います。社員は、候補者の中に信任を可としない者がある場合、投票によってその意思を表明します。各候補者は、信任を可としない投票を行った社員の数が投票権を有する社員の10分の1に満たない場合に、総代として選出されます。

この方法は、全国の社員の中から地域、職業、年齢に偏りがないように総代を選出するために適していると考えています。また、全国各地で開催している「ご契約者懇談会」に出席いただいたご契約者から総代候補者を選考するなど、より幅広い社員各層からの選出に努めています。

なお、2024年10月から11月にかけて、総代候補者選考委員会により推薦された総代候補者に対する信任投票を実施した結果、全員が信任されました。

II. 評議員会

評議員会は社員および学識経験者等によって構成され、社員から寄せられた会社経営に関するご意見・ご提言を審議するほか、取締役会が助言を求めた会社経営に関する事項について審議を行っています。

2024年度の評議員会は、以下のとおり開催され、活発な審議が行われました。

1. 第31回評議員会

(1)開催日 2024年8月5日（月）

(2)議 題

- ① 2023年度決算について
- ② 2023年度「ご契約者懇談会」開催結果について
- ③ 取締役会が助言を求める事項
「経営理念等の浸透」に向けて
- ④ 「社員から寄せられた会社経営に関する書面」について

2. 第32回評議員会

(1)開催日 2024年12月11日(水)

(2)議 題

- ① 2024年度上半期報告について
- ② 取締役会が助言を求める事項
「当社の責任投資の推進」について
- ③ 「社員から寄せられた会社経営に関する書面」について

Ⅲ. ご契約者懇談会

ご契約者懇談会は、広く全国各地のご契約者の皆様からご意見・ご要望を直接お伺いし、会社経営に反映させること、また、生命保険および当社に関する説明や報告を行うことにより、当社と生命保険についてより深くご理解いただくことを目的として、1975年から開催しています。

2024年度は、2024年12月から2025年2月にかけて、全国58支社で開催し、90名の総代を含む976名のご契約者に出席いただきました。

ご出席された方々よりいただいたご意見・ご要望につきましては、お客様サービスの改善等、お客様満足の向上のための取組みに反映させています。

総代会参考書類

議案および参考事項

決議事項

第1号議案 2024年度剰余金処分案承認の件

当期末処分剰余金は、583億3,589万9,476円となりました。

当期末処分剰余金に社員配当平衡積立金取崩額32億3,939万1,287円を加え、その合計である615億7,529万763円のうち、148億8,648万6,095円を剰余金処分量とし、466億8,880万4,668円を次期繰越剰余金とさせていただきたいと存じます。

剰余金処分量148億8,648万6,095円のうち、33億5,900万6,395円を社員配当準備金に繰り入れ、その残額の差引純剰余金115億2,747万9,700円につきましては、保険業法の規定に基づき損失填補準備金として1,800万円を積み立てるほか、基金利息として24億947万9,700円を充当し、任意積立金として基金償却準備金を91億円積み立てさせていただきたいと存じます。

2024年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで) 剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	58,335,899,476
任 意 積 立 金 取 崩 額	3,239,391,287
社員配当平衡積立金取崩額	3,239,391,287
計	61,575,290,763
剰 余 金 処 分 額	14,886,486,095
社員配当準備金	3,359,006,395
差 引 純 剰 余 金	11,527,479,700
損 失 填 補 準 備 金	18,000,000
基 金 利 息	2,409,479,700
任 意 積 立 金	9,100,000,000
基 金 償 却 準 備 金	9,100,000,000
次 期 繰 越 剰 余 金	46,688,804,668

第2号議案 社員配当金割当ての件

保険約款に社員配当金割当て規定のある保険契約に対して、2024年度決算にもとづく社員配当金は、その保険約款の定めるところにより、次のとおり割り当てたいと存じます。

I. 個人保険および個人年金保険

1. 通常配当

- (1) 個人保険および個人年金保険（ただし、5年ごと利差配当付個人保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付医療保険、利率変動積立型終身保険および利率変動型積立保険を除きます）

契約毎に次の ア. から カ. までの合計額とします（負値となる場合は零とします）。

ア. 利差配当

責任準備金^(注1)に別表1に定める利差配当率を乗じた額とします。

ただし、変額保険の特別勘定部分を除きます。

イ. 死差配当

別表2に定める額

ただし、変額保険および年金開始後の契約を除きます。

ウ. 費差配当

零とします。

エ. 災害関係特約（災害給付を組み込んだ保険種類を含みます）に対する配当

別表3に定める額

オ. 疾病関係特約に対する配当

別表4に定める額

カ. その他の特約に対する配当

別表5に定める額

(注1) 将来の保険金等の支払いに備えて、保険契約者が払い込む保険料の中から積み立てる準備金

(2) 5年ごと利差配当付個人保険、5年ごと利差配当付個人年金保険 および 5年ごと利差配当付医療保険

5年ごとの応当日が到来する契約および所定の年数を経過して消滅する契約については、契約日または直前の5年ごとの応当日以降、2024年度末までの各事業年度末に割振られた利差配当および災害疾病関係配当の合計額に所要の調整を行った額を割り当てます（負値となる場合は零とします）。

ただし、解約、減額等により消滅する契約については、この額に75%を乗じた額を割り当てます。

なお、2024年度決算にもとづく割振り額は、契約毎に次のア. およびイ. の合計額とします。

ア. 利差配当

責任準備金（ただし5年ごと利差配当付医療保険のうち、無事故給付金および健康祝金のある契約については、当該部分を除いたもの、満了一時金付特定療養給付特約については、出産等に関する部分を考慮したものとします）に別表1に定める利差配当率を乗じた額とします。

イ. 災害疾病関係配当

別表6に定める額

(3) 利率変動積立型終身保険および利率変動型積立保険

責任準備金に別表1に定める利差配当率を乗じた額とします。

2. 特別配当

零とします。

II. 団体定期保険 および 総合福祉団体定期保険

1. 団体定期保険

被保険者数に応じて、死差益に14%から97%を乗じた額とします。ただし、加入率に応じて所定の配当率調整を行います。

団体定期保険年金払特約については零とします。

2. 総合福祉団体定期保険

被保険者数および収支状況に応じて、死差益に14%から98.7%を乗じた額とします。

総合福祉団体定期保険年金払特約については零とします。

Ⅲ. 団体信用生命保険

被保険者数に応じて、死差益に10%から97%を乗じた額とします。

ただし、3大疾病保障特約またはがん保障特約（非幹事専用）が付加されている団体信用生命保険については「死亡・高度障害部分」、「死亡・高度障害・3大疾病部分」および「死亡・高度障害・がん部分」を区分して適用し、「死亡・高度障害部分」については死差益に10%から97%を乗じた額、「死亡・高度障害・3大疾病部分」および「死亡・高度障害・がん部分」については死差益に7%から85%を乗じた額とします。

また、上記区分の一部に死差損が生じた場合、死差益が生じた区分の死差益から当該死差損を減じた額に、死差益が生じた区分の配当率を乗じた額とします。

Ⅳ. 心身障害者扶養者生命保険

次の1.および2.の合計額とします（負値となる場合は零とします）。

1. 経過保険料積立金^(注2)に利差配当率（1.50%－予定利率）を乗じた額とします。
2. 死差益に95%（死差損の場合は100%）を乗じた額とします。

（注2）保険年度における保険料積立金（責任準備金）の平均値

Ⅴ. 企業年金保険、新企業年金保険 および 拠出型企業年金保険

次の1.から5.の合計額とします（負値となる場合は零とします）。

1. 経過責任準備金^(注3)に利差配当率（0.75%－予定利率）を乗じた額とします。
2. 死差配当は被保険者数にかかわらず零とします。
3. 費差配当は被保険者数にかかわらず零とします。
4. 責任準備金関係損益に係る配当は零とします。
5. 特別配当は零とします。

（注3）保険年度における責任準備金の平均値

Ⅵ. 勤労者財産形成給付金保険、勤労者財産形成貯蓄積立保険 および 財形住宅貯蓄積立保険

零とします。

Ⅶ. 財形年金保険

1. 通常配当（利差配当）

- (1) 年金支払開始日以前の契約
零とします。
- (2) 年金支払開始日後の契約
零とします。

2. 特別配当

零とします。

Ⅷ. 財形年金積立保険

零とします。

Ⅸ. 医療保障保険

1. 医療保障保険（個人型）

次の(1)および(2)の合計額とします。

- (1) 死亡保険金に死差配当率（年齢に応じて対10万円、1円から78円）を乗じた額
- (2) 災害入院に係わる部分について基準日額 1,000円につき 50円
疾病入院に係わる部分について基準日額 1,000円につき 90円から 590円

2. 医療保障保険（団体型）

被保険者数に応じて、死差益に25%から70%を乗じた額とします。

別表 1

利 差 配 当 率

対 象 契 約	利差配当率
予定利率 1.00%未満の契約	1.05%－予定利率
予定利率 1.00%以上の契約	1.20%－予定利率

ただし、下記の対象契約については、次のとおりとします。

対 象 契 約	利差配当率
普通養老保険	1.20%－予定利率 (*)
個人年金保険	
新個人年金保険	
5年ごと利差配当付新一時払個人年金保険	1.20%－予定利率 (*)
年金開始後契約（個人年金保険、新個人年金保険および年金移行特約等）	
一時払退職後終身保険	
5年ごと利差配当付普通終身保険	0%
5年ごと利差配当付普通終身保険	
5年ごと利差配当付介護保障定期保険	0%
5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険	
5年ごと利差配当付介護定期保険	
利率変動積立型終身保険(第一保険期間)	
利率変動型積立保険	

(*) 予定利率1.20%未満の契約については零とします。

注. 予定利率とは、保険料の計算に用いた利率であり、契約締結の時期、保険種類、保険料払込期間および保険期間によって異なります。

別表 2

死 差 配 当 額 (例 表)

(危険保険金 10 万円について、単位 ; 円)

契約締結時期	性別	年 齢						
		10 歳	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
1964 年 3 月 31 日以前	男性	99	237	357	419	736	1,530	3,240
	女性	102	289	383	469	883	2,090	4,705
1964 年 4 月 1 日以後 1969 年 5 月 31 日以前	男性	66	159	208	263	567	1,220	2,730
	女性	69	211	234	313	714	1,780	4,195
1969 年 6 月 1 日以後 1974 年 4 月 30 日以前	男性	76	108	102	186	439	995	2,545
	女性	79	160	128	236	586	1,560	4,010
1974 年 5 月 1 日以後 1976 年 3 月 1 日以前	男性	44	76	62	110	171	290	705
	女性	47	128	88	160	318	855	2,165
1976 年 3 月 2 日以後 1981 年 4 月 1 日以前	男性	44	76	62	110	171	290	705
	女性	47	98	88	105	158	410	970
1981 年 4 月 2 日以後 1985 年 4 月 1 日以前	男性	27	59	22	61	106	125	360
	女性	19	24	26	52	72	140	320
1985 年 4 月 2 日以後 1990 年 4 月 1 日以前	男性	12	38	6	30	103	103	103
	女性	5	15	5	30	37	37	37
1990 年 4 月 2 日以後 1996 年 4 月 1 日以前	男性	6	38	5	24	86	86	127
	女性	5	11	4	17	24	39	163
1996 年 4 月 2 日以後	(轉換契約以外) 男性	2	33	3	13	23	67	90
	女性	1	4	0	12	24	27	15
1999 年 4 月 1 日以前	(轉換契約) 男性	1	29	0	9	15	67	90
	女性	1	3	0	8	23	16	0
1999 年 4 月 2 日以後 2007 年 4 月 1 日以前	男性	2	33	3	13	23	67	90
	女性	1	4	0	12	24	27	15
2007 年 4 月 2 日以後	男性	1	3	5	5	9	9	9
	女性	0	2	0	5	7	2	2

ただし、新こども保険、普通終身保険、普通養老保険については、次のとおりとします。

(危険保険金 10 万円について、単位 ; 円)

契約締結時期	性別	年 齢						
		10 歳	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
1964 年 3 月 31 日以前	男性	103	261	373	448	822	1,530	3,240
	女性	106	294	403	477	902	2,090	4,705
1964 年 4 月 1 日以後 1969 年 5 月 31 日以前	男性	70	183	224	292	653	1,220	2,730
	女性	73	216	254	321	733	1,780	4,195
1969 年 6 月 1 日以後 1974 年 4 月 30 日以前	男性	80	132	118	215	525	995	2,545
	女性	83	165	148	244	605	1,560	4,010
1974 年 5 月 1 日以後 1976 年 3 月 1 日以前	男性	48	100	78	139	257	290	705
	女性	51	133	108	168	337	855	2,165
1976 年 3 月 2 日以後 1981 年 4 月 1 日以前	男性	48	100	78	139	257	290	705
	女性	51	103	108	113	177	410	970
1981 年 4 月 2 日以後 1985 年 4 月 1 日以前	男性	31	83	38	90	192	192	360
	女性	23	29	46	60	91	140	320
1985 年 4 月 2 日以後 1990 年 4 月 1 日以前	男性	16	62	22	59	189	189	189
	女性	9	20	25	38	56	56	56
1990 年 4 月 2 日以後 1996 年 4 月 1 日以前	男性	10	62	21	53	172	172	172
	女性	9	16	24	25	43	43	163
1996 年 4 月 2 日以後	(転換契約以外) 男性	6	57	19	42	109	121	121
	女性	5	9	11	20	43	49	49
1999 年 4 月 1 日以前	(転換契約) 男性	5	53	15	38	101	112	112
	女性	5	8	9	16	42	45	45
1999 年 4 月 2 日以後 2007 年 4 月 1 日以前	男性	6	57	19	42	109	121	121
	女性	5	9	11	20	43	49	49
2007 年 4 月 2 日以後 2018 年 4 月 1 日以前	男性	5	27	21	34	95	107	107
	女性	4	7	14	13	26	31	31
2018 年 4 月 2 日以後	男性	1	2	3	4	15	17	17
	女性	1	1	2	3	7	8	8

注1. 危険保険金とは、保険金から責任準備金を控除した額です。

2. 年齢とは、前年度の契約応当日（普通定期保険集団扱特約付普通定期保険、一時払退職後終身保険、1995年4月2日以後の長期生活保障特約・個人年金保険・個人年金保険増額特約・新個人年金保険・新個人年金保険増額特約の年金開始後契約、年金保険、年金移行特約、夫婦年金移行特約、個人年金保険夫婦年金移行特約、介護保障移行特約 および 個人年金保険介護年金特約については当年度の契約応当日）における被保険者の年齢です。
3. 契約締結時期について、次のとおり読み替えます。
 - (1) 有期払込高保障終身保険については、「1976年3月2日以後1981年4月1日以前」とあるのを「1975年10月27日以後1981年4月1日以前」と読み替えます。
 - (2) 個人年金保険および個人年金保険増額特約については、「1981年4月2日以後1985年4月1日以前」とあるのを「1986年7月4日以前」と、「1985年4月2日以後1990年4月1日以前」とあるのを「1986年7月5日以後1990年4月1日以前」とそれぞれ読み替えます。
4. 特定疾病保障定期保険、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障終身保険 および 特定疾病保障終身保険増額特約においては、上表にかかわらず、死差配当額を危険保険金10万円について次のとおりとします。
 - (1) 1996年4月1日以前の契約および1996年4月2日以後の配当回数2回目以後の契約
 - ア. 男性
20歳のとき5円、30歳のとき6円、40歳のとき18円、50歳のとき49円、60歳のとき104円、70歳のとき284円
 - イ. 女性
20歳のとき2円、30歳のとき6円、40歳のとき14円、50歳のとき43円、60歳のとき79円、70歳のとき191円
 - (2) 1996年4月2日以後の配当回数1回目の契約
 - ア. 男性
20歳のとき5円、30歳のとき6円、40歳のとき18円、50歳のとき49円、60歳のとき104円、70歳のとき284円
 - イ. 女性
20歳のとき2円、30歳のとき5円、40歳のとき14円、50歳のとき42円、60歳のとき78円、70歳のとき190円
5. 介護・特定疾病定期保険、介護・特定疾病定期保険特約 および 介護・特定疾病終身保険特約においては、上表にかかわらず、死差配当額を危険保険金10万円について次のとおりとします。
 - (1) 配当回数1回目の契約
 - ア. 男性
20歳のとき5円、30歳のとき6円、40歳のとき21円、50歳のとき51円、60歳のとき107円、70歳のとき293円
 - イ. 女性
20歳のとき2円、30歳のとき5円、40歳のとき14円、50歳のとき43円、60歳のとき82円、70歳のとき205円

(2) 配当回数2回目以後の契約

ア. 男性

20歳のとき5円、30歳のとき6円、40歳のとき21円、50歳のとき51円、60歳のとき107円、70歳のとき293円

イ. 女性

20歳のとき2円、30歳のとき6円、40歳のとき15円、50歳のとき44円、60歳のとき82円、70歳のとき206円

6. 新個人年金保険、新個人年金保険増額特約、および一時払退職後終身保険においては、上表にかかわらず、死差配当額を零とします。

別表 3 (1)

災害関係特約（災害給付を組み込んだ保険種類を含む）に対する配当額（1）

（災害保険金 10 万円について）

特 約 種 類	配 当 額		
	男性	女性	
災害特約	120 円	135 円	
災害保障特約、定期保険災害保障特約（総合） および 災害保障特約（総合）	128 円	165 円	
交通災害保障特約	88 円	125 円	
家族災害保障特約	118 円		
災害割増特約（1976 年 3 月 1 日以前）、 定期保険災害割増特約 および 災害倍額定期保険特約	53 円	67 円	
災害割増特約（1976 年 3 月 2 日以後 1977 年 12 月 26 日以前）、 災害割増特約(52) および 災害割増特約(56)	24 円	38 円	
災害割増特約(58)	8 円	12 円	
災害割増特約(02)、災害割増特約(05)、災害割増特約(06) および 災害割増特約（1999 年 4 月 2 日以後）	3 円		
傷害特約（1977 年 12 月 26 日以前）、傷害特約(52)、傷害特約(56)、 こども傷害特約(53) および こども傷害特約(56)	27 円	46 円	
家族傷害特約	20 円		
家族傷害特約(52) および 家族傷害特約(56)	28 円	22 円	
傷害特約(58) および こども傷害特約(58)	9 円	15 円	
家族傷害特約(58)	19 円	10 円	
傷害特約(60)	本人型	9 円	15 円
	本人・妻子型	32 円	
	本人・妻型	18 円	
	本人・子型	23 円	29 円
傷害特約(02)、傷害特約(05) 傷害特約(06) および 傷害特約（1999 年 4 月 2 日以後）	本人型	5 円	
	本人・妻子型	14 円	
	本人・妻型	8 円	
	本人・子型	11 円	
こども傷害特約(02)、こども傷害特約(05)、こども傷害特約(06) および こども傷害特約（1999 年 4 月 2 日以後）	5 円		
家族収入保険（A）（*1）	128 円	165 円	
高保障家族収入保険（*2）	128 円	165 円	
貯蓄保険の災害部分	3 円		

（*1）は保険金 10 万円についての額とし、（*2）は満期保険金 10 万円についての額とします。

注. 家族収入保険（A）にあつては年金原資 10 万円について、高保障家族収入保険にあつては定期保険部分の保険金 10 万円について、それぞれ男性 30 円、女性 45 円を上表の額に加えた額とします。

別表 3 (2)

災害関係特約（災害給付を組み込んだ保険種類を含む）に対する配当額（2）

（入院給付金日額 1,000 円について）

特 約 種 類		配 当 額	
		男性	女性
災害入院特約（1977 年 12 月 26 日以前）（*）		36 円	66 円
家族災害入院特約（*）		36 円	
災害入院特約(52)、災害入院特約(56)、 こども災害入院特約(53) および こども災害入院特約(56)		180 円	330 円
家族災害入院特約(52) および 家族災害入院特約(56)		250 円	200 円
災害入院特約(60)	本人型	180 円	330 円
	本人・妻子型	540 円	
	本人・妻型	230 円	
	本人・子型	490 円	640 円
災害入院特約(62)、災害入院特約(05)、 災害入院特約(06) および 災害入院特約（1999 年 4 月 2 日以後）	本人型	50 円	
	本人・妻子型	140 円	
	本人・妻型	80 円	
	本人・子型	110 円	
こども災害入院特約(62)、こども災害入院特約(05) こども災害入院特約(06) および こども災害入院特約（1999 年 4 月 2 日以後）		50 円	

（*）入院給付基準金額 10 万円についての額とします。

別表 4 (1)

疾病関係特約に対する配当額 (1)

(入院給付金日額 1,000 円について)

特 約 種 類		配 当 額	
		男性	女性
手術給付金付疾病入院特約 (1976 年 3 月 1 日以前) (*)		15 円	
手術給付金付疾病入院特約 (1976 年 3 月 2 日以後 1977 年 12 月 26 日以前) (*)		20 円	
手術給付金付疾病入院特約(52) および 手術給付金付こども疾病入院特約(53)		100 円	
手術給付金付家族疾病入院特約(54)		140 円	80 円
手術給付金付疾病入院特約(56) および 普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(59)	14 歳以下	200 円	
	15 歳以上 49 歳以下	300 円	
	50 歳以上	100 円	
手術給付金付こども疾病入院特約(56)		230 円	
手術給付金付家族疾病入院特約(56)	49 歳以下	360 円	180 円
	50 歳以上	240 円	
手術給付金付疾病入院特約(60)	本人型	14 歳以下	200 円
		15 歳以上 49 歳以下	300 円
		50 歳以上	100 円
	本人・妻子型	49 歳以下	750 円
		50 歳以上	430 円
	本人・妻型	49 歳以下	480 円
		50 歳以上	160 円
	本人・子型	49 歳以下	570 円
50 歳以上		370 円	
手術給付金付こども疾病入院特約(62)、手術給付金付こども疾病入院特約(05)、手術給付金付こども疾病入院特約(06) および 手術給付金付こども疾病入院特約 (1999 年 4 月 2 日以後)		120 円	
成人病入院特約 (1977 年 12 月 26 日以前) (*)		4 円	
成人病入院特約(52)、成人病入院特約(56)		20 円	

(*) 入院給付基準金額 10 万円についての額とします。

別表4（2）

疾病関係特約に対する配当額（2）（例表）

1. 手術給付金付疾病入院特約(62)、手術給付金付疾病入院特約(05)、
手術給付金付疾病入院特約(06)、手術給付金付疾病入院特約（1999年4月2日以後）、
普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(62)、普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(05)、
普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(06)
および 普通定期保険手術給付金付疾病入院特約（1999年4月2日以後）

（入院給付金日額 1,000 円について）

型 \ 年齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
本人型	140 円	180 円	190 円	290 円	430 円	790 円
本人・妻子型	340 円	410 円	430 円	580 円	810 円	1,390 円
本人・妻型	220 円	290 円	310 円	460 円	690 円	1,270 円
本人・子型	260 円	300 円	310 円	410 円	550 円	910 円

2. 成人病入院特約(62)、成人病入院特約(05)、成人病入院特約(06)
および 成人病入院特約（1999年4月2日以後）

（入院給付金日額 1,000 円について）

年 齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
配当額	10 円	10 円	40 円	110 円	210 円	430 円

3. 女性入院特約(06)

（入院給付金日額 1,000 円について）

年 齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
配当額	40 円	80 円	100 円	100 円	150 円	260 円

別表 5

その他の特約に対する配当額（例表）

1. こども通院特約(08) および こども通院特約 の配当額

入院給付金日額 1,000 円について 配当額 80 円

2. 通院特約(05)、通院特約(06) および 通院特約 の配当額（例表）

(入院給付金日額 1,000 円について)

型 \ 年齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
本人型	60 円	60 円	80 円	140 円	230 円	460 円
本人・妻子型	170 円	170 円	200 円	300 円	440 円	810 円
本人・妻型	90 円	90 円	120 円	220 円	360 円	730 円
本人・子型	140 円	140 円	160 円	220 円	310 円	540 円

3. 長期入院特約(07) および 長期入院特約 の配当額（例表）

(入院給付金日額 1,000 円について)

型 \ 年齢	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
本人型	20 円	50 円	60 円	90 円	150 円	330 円
本人・妻子型	40 円	80 円	100 円	140 円	240 円	530 円
本人・妻型	30 円	70 円	90 円	130 円	230 円	520 円
本人・子型	30 円	60 円	70 円	100 円	160 円	340 円

別表 6

災害疾病関係配当額（例表）

1. 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）

(1) 契約締結時期が2013年4月1日以前の契約

（入院給付金日額 1,000 円について）

保険契約の型	入院給付金の支払限度	性別	年 齢						
			10 歳	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
Ⅰ型・Ⅲ型	120 日	男性	30 円	30 円	50 円	70 円	90 円	150 円	250 円
		女性	30 円	40 円	50 円	60 円	90 円	110 円	180 円
	360 日	男性	30 円	40 円	60 円	80 円	110 円	170 円	280 円
		女性	30 円	40 円	50 円	70 円	100 円	130 円	200 円
Ⅱ型・Ⅳ型	120 日	男性	50 円	50 円	80 円	110 円	140 円	220 円	360 円
		女性	40 円	50 円	70 円	90 円	130 円	170 円	260 円
	360 日	男性	50 円	60 円	80 円	120 円	150 円	240 円	390 円
		女性	50 円	60 円	70 円	100 円	140 円	180 円	280 円

(2) 契約締結時期が2013年4月2日以降の契約

（入院給付金日額 1,000 円について）

保険契約の型	入院給付金の支払限度	性別	年 齢						
			10 歳	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
Ⅰ型・Ⅲ型	60 日	男性	30 円	30 円	40 円	60 円	80 円	130 円	210 円
		女性	20 円	30 円	40 円	50 円	80 円	100 円	150 円
	120 日	男性	30 円	30 円	50 円	70 円	90 円	140 円	240 円
		女性	30 円	30 円	50 円	60 円	90 円	110 円	170 円
	360 日	男性	30 円	40 円	60 円	80 円	100 円	160 円	270 円
		女性	30 円	40 円	50 円	70 円	100 円	120 円	190 円
Ⅱ型・Ⅳ型	60 日	男性	40 円	40 円	70 円	100 円	120 円	190 円	310 円
		女性	40 円	50 円	70 円	90 円	120 円	150 円	230 円
	120 日	男性	50 円	50 円	70 円	110 円	130 円	200 円	330 円
		女性	40 円	50 円	70 円	90 円	130 円	160 円	250 円
	360 日	男性	50 円	50 円	80 円	110 円	150 円	220 円	360 円
		女性	50 円	60 円	70 円	100 円	140 円	170 円	270 円

2. 5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）

(1) 契約締結時期が2013年4月1日以前の契約

（入院給付金日額 1,000 円について）

性別	年 齢						
	10 歳	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
男性	20 円	30 円	40 円	60 円	70 円	110 円	180 円
女性	20 円	30 円	40 円	50 円	70 円	80 円	130 円

(2) 契約締結時期が 2013 年 4 月 2 日以降の契約

（入院給付金日額 1,000 円について）

性別	年 齢						
	10 歳	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
男性	20 円	30 円	40 円	50 円	70 円	100 円	170 円
女性	20 円	30 円	40 円	50 円	60 円	80 円	120 円

第3号議案 総代候補者選考委員 10名選任の件

2027年4月の総代改選にあたり、定款第18条の規定に基づき、総代候補者選考委員10名の選任をお願いするものであります。

各候補者の選考にあたっては、当社の社員であること、生命保険事業や相互会社運営について関心と理解を持ち選考委員としてふさわしい見識を有していること、公正・公平な観点から総代候補者の推薦を行うことができること、総代候補者選考委員会への出席が可能であることを基準に選考いたしました。

総代候補者選考委員候補者は次のとおりであります。

総代候補者選考委員候補者

(敬称略・五十音順)

氏名	主たる職業	備考
浅羽 茂	早稲田大学 大学院経営管理研究科 教授	重任
朝日 崇文	ウシオ電機株式会社 社長	新任
桑原 勇進	上智大学 法学部 教授	重任
近藤 美智子	弁理士	新任
佐藤 奈穂里	税理士	重任
佐藤 南平	弁護士	重任
富田 和弘	弁護士	新任
豊嶋 哲也	日本ゼオン株式会社 社長	新任
長谷川 淳一	関東電化工業株式会社 社長	重任
牧 康子	コンフォート株式会社 勤務	重任

(主たる職業は2025年5月21日現在)

第4号議案 取締役11名選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、取締役全員（11名）の任期が満了しますので、これに伴い、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議を経ております。

取締役候補者

【再任】

氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
木村博紀 (1962年1月19日生)	取締役 会長	1984年4月 当社入社 2012年4月 執行役員 2013年7月 取締役執行役員 2015年4月 取締役常務執行役員 2017年4月 代表取締役社長 2024年4月 代表取締役会長 2025年4月 取締役会長（現任） <重要な兼職の状況> 横浜ゴム株式会社 社外取締役（監査等委員） 日本ゼオン株式会社 社外監査役
【取締役候補者とした理由】 木村博紀氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において資産運用企画、経理、経営企画等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2013年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、さらに、代表取締役として経営を指揮した経験を有する等、当社経営者として豊富な経験と実績を有しております。 これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。		

氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
石島健一郎 (1963年10月8日生)	代表取締役 社長	1988年4月 当社入社 2017年4月 執行役員 2018年7月 取締役執行役員 2020年4月 取締役常務執行役員 2021年10月 取締役 2024年4月 代表取締役社長(現任)

【取締役候補者とした理由】

石島健一郎氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において経営企画や代理店事業等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2018年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、2021年に保険子会社である「なないろ生命保険株式会社」の代表取締役社長に就任、2024年には当社の代表取締役に就任し経営の指揮を執る等、経営者として豊富な経験と実績を有しております。

こうした豊富な経験と実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。

氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
池田健一 (1962年12月23日生)	代表取締役 専務執行役員 リスク管理統括部 コンプライアンス統括部 担当	1986年4月 当社入社 2017年4月 執行役員 2020年7月 取締役執行役員 2021年4月 取締役常務執行役員 2024年4月 取締役専務執行役員 2025年4月 代表取締役専務執行役員(現任) <重要な兼職の状況> 関東電化工業株式会社 社外監査役

【取締役候補者とした理由】

池田健一氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において経営企画、保険金支払査定業務、営業企画等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2020年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、さらに、2025年には代表取締役に就任し経営の指揮を執る等、当社経営者として豊富な経験と実績を有しております。

現在は、リスク管理部門の担当執行役員として、リスク管理の強化を推進しております。

これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。

氏 名 (生 年 月 日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
鹿 島 田 耕 一 (1963年3月17日生)	取 締 役 常 務 執 行 役 員 営 業 総 局 長 兼 特 命 首 都 圏 強 化 担 当 特 命 法 人 マーケット 強 化 担 当 営 業 管 理 部 営 業 基 盤 開 発 部 営 業 職 員 体 制 強 化 部 担 当	1986年4月 当社入社 2016年4月 執行役員 2020年4月 常務執行役員 2021年7月 取締役常務執行役員（現任）

【取締役候補者とした理由】

鹿島田耕一氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において支社長や、営業推進、営業管理等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2021年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、豊富な経験と実績を有しております。
現在は、営業総局長として、営業面における目標達成に向けた取組みを推進しております。
これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。

氏 名 (生 年 月 日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
下 鳥 正 弘 (1964年3月21日生)	取 締 役 常 務 執 行 役 員 総 務 部 人 事 部 人 事 総 務 部 担 当	1986年4月 当社入社 2018年4月 執行役員 2021年7月 取締役執行役員 2024年4月 取締役常務執行役員（現任）

【取締役候補者とした理由】

下鳥正弘氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において支社長や、経営企画、システム企画等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2021年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、豊富な経験と実績を有しております。
現在は、総務人事部門の担当執行役員として、職員のエンゲージメント向上、ダイバーシティの推進等、人的資本経営を通じた多様な人財の活躍を推進しております。
これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。

氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
小野 貴裕 (1968年3月3日生)	取締役 常務執行役員 経営企画部 海外事業部 担当	1990年4月 当社入社 2020年4月 執行役員 2023年7月 取締役執行役員 2024年4月 取締役常務執行役員(現任)

【取締役候補者とした理由】

小野貴裕氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において経営企画、資産運用企画等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2023年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、豊富な経験と実績を有しております。

現在は、経営企画部門の担当執行役員として、収益目標や中期経営計画の達成に向けた取組みを推進しております。

これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。

氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
鶴岡 尚 (1964年1月9日生)	取締役 常務執行役員 資産運用企画部 エクイティ投資部 不動産部 担当	1988年4月 当社入社 2021年4月 執行役員 2024年7月 取締役執行役員 2025年4月 取締役常務執行役員(現任)

【取締役候補者とした理由】

鶴岡尚氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において経理、資産運用企画等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2024年に取締役に就任してからは当社の経営に参画・貢献しており、豊富な経験と実績を有しております。

現在は、資産運用部門の担当執行役員として、資産運用収益の向上に向けた取組みを推進しております。

これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であると判断し、取締役候補者としております。

氏 名 (生 年 月 日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
塚 本 隆 史 (1950年8月2日生)	取 締 役	<p>1974年4月 株式会社第一勧業銀行入行 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員 2003年3月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員 2004年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 2006年3月 同行常務取締役 2007年4月 同行取締役副頭取 2008年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 副社長執行役員 2008年6月 同社取締役副社長 2009年4月 同社取締役社長 2011年6月 株式会社みずほ銀行 取締役頭取 株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役会長 2013年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 取締役 2013年7月 株式会社みずほ銀行 取締役会長 2014年4月 みずほフィナンシャルグループ 常任顧問 2016年7月 当社取締役（現任） 2017年4月 みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問 2023年7月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問（現任）</p> <p><重要な兼職の状況> 株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問 イオン株式会社 社外取締役 古河電気工業株式会社 社外取締役 株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役</p>

【取締役候補者とした理由】

塚本隆史氏は、社外取締役候補者です。

同氏は、株式会社みずほフィナンシャルグループ等の経営者として幅広い経験および見識を有し、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

また、2016年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から経営に対する監督・チェックや助言等により取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外取締役候補者としております。

なお、同氏は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。

氏 名 (生 年 月 日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
田 中 達 也 (1956年9月11日生)	取 締 役	1980年 4月 富士通株式会社入社 2005年 4月 富士通(中国) 情報システム有限公司 董事兼副総経理 兼富士通香港有限公司 2012年 4月 富士通株式会社執行役員 産業ビジネス本部長 2013年 5月 同社執行役員 産業・流通営業グループ 産業ビジネス本部長 2014年 4月 同社執行役員常務 Asia リージョン長 2015年 1月 同社執行役員副社長 Asia リージョン長 2015年 2月 同社執行役員副社長 2015年 6月 同社代表取締役社長 2019年 6月 同社取締役会長 2020年 4月 株式会社富士通マーケティング 取締役会長 2020年 10月 富士通 Japan 株式会社 取締役会長 2022年 4月 同社シニアアドバイザー 2023年 7月 当社取締役(現任) <重要な兼職の状況> 日本軽金属ホールディングス株式会社 社外取締役 UBE株式会社 社外取締役(監査等委員)

【取締役候補者とした理由】

田中達也氏は、社外取締役候補者です。

同氏は、富士通株式会社等の経営者として幅広い経験および見識を有し、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

また、2023年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から経営に対する監督・チェックや助言等により取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外取締役候補者としております。

なお、同氏は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。

氏 名 (生 年 月 日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">近 藤 晃 (1959年1月22日生)</p>	<p style="text-align: center;">取 締 役</p>	<p>1981年 4月 日本通運株式会社入社 2013年 5月 同社執行役員 四国ブロック地域総括 兼四国支店長 2015年 5月 同社執行役員 2016年 5月 同社常務執行役員 2019年 4月 同社専務執行役員 2022年 1月 同社代表取締役副社長 副社長執行役員 兼NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社 副社長執行役員 2024年 1月 同社特別参与（現任） 2024年 7月 当社取締役（現任）</p> <p><重要な兼職の状況> 日本通運株式会社 特別参与</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 近藤晃氏は、社外取締役候補者です。 同氏は、日本通運株式会社の経営者として幅広い経験および見識を有し、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、2024年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から経営に対する監督・チェックや助言等により取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外取締役候補者としております。 なお、同氏は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。</p>		

【新任】

氏 名 (生 年 月 日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
高 井 文 子 (1972年7月23日生)	—	1999年 4月 株式会社三和総合研究所 (現三菱UFJ リサーチ&コンサル ティング株式会社)入所 2005年 4月 東京理科大学経営学部 経営学科専任講師 2009年 4月 同大学経営学部経営学科准教授 2016年 4月 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 国際社会科学部門准教授 2019年 4月 同大学大学院国際社会科学 研究院国際社会科学部門教授 兼同大学大学院国際社会 科学府経営学専攻教授 兼同大学経営学部経営学科 マネジメント分野教授(現任) 2021年 4月 同大学大学院先進実践学環 教授(現任) <重要な兼職の状況> 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院国際社会 科学部門 教授 兼同大学大学院国際社会科学府経営学専攻 教授 兼同大学経営学部経営学科マネジメント分野 教授 兼同大学大学院先進実践学環 教授 株式会社牧野フライス製作所 社外取締役
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>高井文子氏は、社外取締役候補者です。</p> <p>同氏は、学識経験者として幅広い経験および見識を有し、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p>また、専門的な知見を活かして独立した立場から経営に対する監督・チェックや助言等により取締役会の機能強化が期待されると判断し、新たに社外取締役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。</p>		

注

1. 「当社における地位および担当、略歴、重要な兼職」は、2025年5月21日現在であります。
なお、「重要な兼職」についての就任の予定は、以下のとおりであります。
 - (1) 下島正弘氏：株式会社協和日成 社外取締役（2025年6月27日就任予定）
 - (2) 小野貴裕氏：リケンNPR株式会社 社外取締役（監査等委員）（2025年6月24日就任予定）
 - (3) 田中達也氏：月島ホールディングス株式会社 社外取締役（2025年6月23日就任予定）

2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
 - (1) 塚本隆史氏
 - ① 同氏は、過去2年以内に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社みずほフィナンシャルグループより報酬を受けており、現在も受けています。
 - ② 同氏の社外取締役の在任期間は、本定時総代会終結の時をもって9年であります。
 - (2) 田中達也氏
 - ① 同氏が社外取締役を務める日本軽金属ホールディングス株式会社において、次の事実がありました。
 - ・ 2023年3月29日に、同社グループ18社36事業所において、製造方法、試験・検査方法、試験・検査結果の取扱い、報告・公表に関する不適切行為214件が行われていたことを公表しました。
 - ・ 同氏は、当該事案が判明するまで当該事案を認識しておりませんでした。日頃から同社取締役会等において、コンプライアンス重視、グループ・ガバナンス体制強化の視点に立った発言を行ってまいりました。また、当該事案の判明後は、同社とは独立した客観的な立場から、事実関係の調査および原因究明について意見表明するとともに、経営改革の推進および内部統制機能の強化を内容とする再発防止策について、積極的かつ建設的な提言を行うなど、その職責を果たしております。
 - ② 同氏の社外取締役の在任期間は、本定時総代会終結の時をもって2年であります。
 - (3) 近藤晃氏
 - ① 同氏の社外取締役の在任期間は、本定時総代会終結の時をもって1年であります。
 - (4) 高井文子氏
 - ① 同氏の戸籍上の氏名は、近能文子であります。
 - ② 同氏については、現在、当社の評議員を務めておりますが、本議案が可決され当社取締役に選任された場合、評議員を辞任されます。
 - (5) 塚本隆史氏、田中達也氏、近藤晃氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は各氏との間で、責任限度額を300万円または保険業法第53条の36で準用する会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、高井文子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

3. 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約は、以下のとおりであります。
 - (1) 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

4. 当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外役員の独立性判断基準は、以下のとおりであります。
 - (1) 直近3事業年度において、当社を主要な取引先とする会社等の業務執行者または当社の主要な取引先の業務執行者でないこと
 - (2) 直近3事業年度において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、または法律専門家でないこと
 - (3) 直近3事業年度において、前各号に掲げる者の近親者でないこと

【ご参考】取締役のスキル・マトリックス

第4号議案「取締役11名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会における各取締役に関するスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名 ----- (当社における地位)	企業 経営	法務 リスク 管理	会計 数理	人事 労務	営業 マーケティング	金融 資産運用	ICT テクノロジー	ESG SDGs
木村博紀 ----- (取締役会長)	○	○	○			○		
石島健一郎 ----- (代表取締役社長)	○		○		○			
池田健一 ----- (代表取締役専務執行役員)		○	○					○
鹿島田耕一 ----- (取締役常務執行役員)				○	○			
下鳥正弘 ----- (取締役常務執行役員)		○		○			○	
小野貴裕 ----- (取締役常務執行役員)			○			○	○	
鶴岡尚 ----- (取締役常務執行役員)			○			○		○
塚本隆史 ----- (社外取締役)	○	○	○			○		
田中達也 ----- (社外取締役)	○				○		○	○
近藤晃 ----- (社外取締役)	○	○		○	○			
高井文子 ----- (社外取締役)	○	○	○				○	

※当社の経営戦略、経営計画等を踏まえてスキル項目を設定し、各取締役が保有する主なスキル・専門分野に○印を付しています。各取締役の有するすべてのスキルや専門的な知見を表すものではありません。

第5号議案 監査役3名選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、監査役3名の任期が満了しますので、これに伴い、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者

【再任】

氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
増田 薫 (1962年3月28日生)	監査役	1985年4月 当社入社 2019年4月 内部監査局長 2021年4月 内部監査部顧問 2021年7月 監査役(現任)
【監査役候補者とした理由】 増田薫氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において財務、経理、資産運用、リスク管理、内部監査等の様々な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、2021年に監査役に就任してからは、取締役の職務の執行の監査を的確に遂行する等、豊富な経験と実績を有しております。 これらの経験および実績等を総合的に勘案し、同氏が当社の取締役の職務の執行を監査することにより、当社の健全かつ適切な運営を確保することが可能となると判断し、監査役候補者としております。		

【新任】

氏 名 (生 年 月 日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
<p>松 島 泰 (1955年4月16日生)</p>	<p>—</p>	<p>1979年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 2006年 6月 同社執行役員 2009年 4月 同社常務執行役員 2010年 4月 同社機械カンパニープレジデント 2010年 6月 同社代表取締役常務執行役員 2011年 4月 同社機械・情報カンパニー プレジデント 2012年 4月 同社C A O (人事・総務、法務、 広報担当) 2014年 4月 伊藤忠テクノソリューションズ 株式会社専務執行役員 2014年 6月 同社取締役専務執行役員 経営 管理・グローバルビジネス担当 2015年 4月 同社取締役副社長執行役員 2015年 6月 同社C F O、経営管理グループ、 グローバルビジネス担当 2020年 6月 同社理事 2020年 7月 伊藤忠プランテック株式会社 監査役 (現任) 2020年 7月 伊藤忠マシンテクノス株式会社 監査役 (現任)</p> <p><重要な兼職の状況> 伊藤忠プランテック株式会社 監査役 伊藤忠マシンテクノス株式会社 監査役</p>
<p>【監査役候補者とした理由】 松島泰氏は、社外監査役候補者です。 同氏は、伊藤忠商事株式会社の経営者として豊富な経験と実績があり、当社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 これらの経験および実績等を総合的に勘案し、独立した立場から当社の取締役の職務の執行を監査することにより当社の健全かつ適切な運営を確保することが可能となると判断し、新たに社外監査役候補者としております。 なお、同氏は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。</p>		

注

1. 「当社における地位および担当、略歴、重要な兼職」は、2025年5月21日現在であります。
2. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
 - (1) 菊池洋一氏
 - ① 同氏の社外監査役の在任期間は、本定時総代会の締結の時をもって4年であります。
 - (2) 菊池洋一氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で、責任限度額を300万円または保険業法第53条の36で準用する会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、松島泰氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
3. 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約は、以下のとおりであります。
 - (1) 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
4. 当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外役員の独立性判断基準は、以下のとおりであります。
 - (1) 直近3事業年度において、当社を主要な取引先とする会社等の業務執行者または当社の主要な取引先の業務執行者でないこと
 - (2) 直近3事業年度において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、または法律専門家でないこと
 - (3) 直近3事業年度において、前各号に掲げる者の近親者でないこと